

平成24年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成24年6月14日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 町長行政報告
 - 日程第 5 一般質問
 - 日程第 6 報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 7 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について
 - 日程第 8 報告第 7号 継続費繰越計算書について
 - 日程第 9 議案第29号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
 - 日程第10 議案第30号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 日程第11 議案第31号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
 - 日程第12 議案第32号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第13 議案第33号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第14 議案第34号 羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第15 議案第35号 羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第16 議案第36号 知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 日程第17 議案第37号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 日程第18 発議第 2号 郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持を求める意見書
 - 日程第19 発議第 3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
 - 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件
 - 日程第21 議員派遣の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	久保田誠君
総務課長	川端達也君	税務財政課長	松田伸哉君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	石田順一君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	建設水道課長	高橋力也君
建設水道課長補佐	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	太田洋二君	郷土資料館長	涌坂周一君
診療所事務課長	対馬憲仁君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	寺澤哲也君	次長	米屋猛君
--------	-------	----	------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成24年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月5日、札幌市において開催されました第63回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第2回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には万障繰り合わせ御出席をいただき、この後、提出いたします議案等の審議をいただけますことにつきまして、御礼を申し上げるところでございます。

お許しをいただきましたので、行政報告2件をさせていただきます。

1件目は、今夏の節電対策についてであります。

ことしの夏における電力供給見通しは、全国的に大変厳しい状況となっており、国において、その対策が検討され、各電力会社管内ごとに節電目標を定め、北海道電力管内におかれましては、特に需給が厳しい期間、時間帯につきまして、一昨年実績、2010年実績から7%以上の節電要請がありました。町といたしましては、庁舎内の事務室、廊下、トイレ等の照明の節電は行財政改革の一環として既に取り組んでおり、これらの節電につきましては、今後も引き続き実施してまいります。そのほかにもパソコン等のOA機器の待機電力等の削減など、これまで以上に節電対策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、各家庭等におかれましても、節電に御協力をいただくよう広報等を通じて周知してまいりたいと考えております。また、庁舎内のクールビズにつきましては、6月18日から、来週の月曜からでありますけれども実施する予定でありますので、役場で開催する会議等にはノーネクタイでの出席についての協力を求めてまいりたいと思います。

2件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付しておりますように、6月12日現在の市場における鮮魚取扱高の状況でございます。最後の数字を見ますと、トータルで、数量では昨年同期と比べまして102%、金額では昨年同期に比べまして101%、ほぼ昨年同様であります。特にホッケにつきましては昨年と比べまして、昨年が100とすれば28%、それからこれは数量であります。金額にしては39%という大幅な落ち込みになっているところでございます。したがって、その他の魚種につきましては、それぞれ昨年を上回っているという状況の中で、先ほど申し上げました、トータルでは昨年と約同様となっているところでございます。今後の、それぞれの漁の豊漁に期待をしているところでございます。

以上、2件の報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

私の質問は、3件13項目です。

最初に、羅臼町の社会インフラについてお伺いします。

インフラとは、正確には、インフラストラクチャーと言われる、私たちの暮らしている社会の中で、生活の基盤となる主な構造物を言います。例えば、道路、鉄道、港湾、ダム、発電所、通信施設などの産業基盤、そして、学校、病院、公園などの社会福祉環境施設がこれに当たります。要するに、社会生活になくてはならない基本的な構造物や設備のことです。

私の最初の質問は、これら社会インフラのうち、公営住宅と水道事業を取り上げ、その現況と管理運用についてお伺いをいたします。

まず、公営住宅に関して5点質問いたします。入居の状況、家賃状況及び建築年別状況、入居者の収入状況、世帯構成及び年齢別世帯数、家賃滞納状況及び滞納額についてお答えください。

次に、水道事業について3点質問いたします。当町の水道施設の耐震化の状況と漏水対策の状況、漏水が水道料金に与える影響についてお答えください。

次に、羅臼町の国民健康保険制度運用に関してですが、広報誌魚の城下町ナンバー252号、この国保会計の項で、国保は助け合いの制度で、滞納が国保税を高くする要因の一つであり、国保会計を維持するために病气予防と早期発見、早期治療で医療費を下げることに滞納をなくすることので国保会計の安定を図るとしています。そして、滞納を削減、圧縮するために、今後、滞納者に対する国保サービスの制限を強化すると書かれています。

その上で、4点お伺いします。当町の滞納者の割合、資格証明書、短期保険証発行の状況、国保サービスの制限強化とは具体的に何を制限するのか、そして支払能力のない人への救済の考え方についてお答えください。

次に、郵政民営化改定案に関してお伺いします。郵便局は、過疎地のネットワーク維持のために、広く全国に設置する義務が課せられていますが、4月に成立した郵政民営化改定法案では、保険等を扱っていない郵便局については、設置義務の対象から外れる可能性があります。今後、過疎地域の簡易郵便局の存続が危ぶまれる中で、地域の暮らしに欠かせない郵便局ネットワークを守ることが求められると思うが、町長の考え方をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員より、3件の御質問をいただきました。

まず、1件目の羅臼町生活関連社会資本、要するにインフラの状況と整備に関してについて、2点の御質問であります。

1点目は、公営住宅の現況と管理及び運営について、五つの御質問であります。

一つ目の入居状況についての質問であります。現在、公営住宅につきましては、管理戸数が68棟270戸ありまして、空き家数は34戸、入居戸数は236戸、87.4%の入居率となっております。

二つ目の家賃状況及び建設年度別状況についての御質問であります。家賃につきましては、住宅の規模等により異なり、収入によって変動いたしますが、家賃額最高で7万円台、一番多いのは2万円台の81戸となっております。建設年度別状況につきましては、昭和39年度以前に建設したものが30戸、昭和40年から49年度建設が82戸、昭和50年から63年度建設が100戸、平成元年度以降の建設が58戸となっております。

三つ目の入居者の収入状況についての御質問であります。年金収入の方が37戸、生活保護受給者の方が23戸、その他収入の方が176戸となっております。

四つ目の世帯構成及び年齢別世帯数についての御質問であります。世帯構成として、普通世帯が178戸で全体の75%を占めており、独居老人世帯が42戸、老人世帯が11戸、身障者世帯が2戸、介護世帯が3戸、その他、その介護世帯のうち1戸が要介護となっており、計236戸となっております。年齢別世帯数ですが、30歳以下が36戸、40歳から49歳までが35戸、50歳から59歳までが46戸、60歳から69歳までが54戸、70歳から79歳までが48戸、80歳以上が17戸となっており、60歳以上が119戸と全体の半数を占めている状況であります。

五つ目の家賃滞納状況及び滞納額についての御質問であります。現在の過年度分滞納者数56件で、滞納額は3,452万6,840円となっております。

2点目は、羅臼町の水道事業について三つの御質問であります。一つ目の水道施設耐震化の状況についてお答えいたします。当町の水道施設として、浄水施設は、湯ノ沢町の浄水場、峯浜町及び岬町の簡易水道であり、配水池は八木浜町にあります。施設及び配水池の耐震化については、建築物の耐震改修促進法により一定の基準を満たしているものの、水道施設の技術的基準に沿って耐震診断等を行うことが必要であります。また、基幹管路の主なものとして配水管、いわゆる本管の総延長は5万7,542メートルであります。これら水道施設としての耐震化については、一部耐震適合性のある本管約2キロメートルを布設していますが、ほとんどが耐震化していない状況であります。特に、本管については20年以上の経年管、いわゆる老朽管と言われる総延長は約8,969メートルであり、全体延長の約16%を占めている状況にあります。これら、すべての老朽管布設がえの経費は、概算で約5億円以上となり、現在の水道事業会計の主な支出である施設整備の元金償還や利息支払が多額であり、約1億5,000万円であり、財政上困難なことから、現況では漏水や破損等の事態に応じて順次布設がえ工事を行うのみの対応となりますが、今後、財政上等も踏まえて、可能な限り計画的に対応をしまいたいと考えており

ますので、御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

二つ目の漏水対策の状況についてお答えいたします。

羅臼浄水場、峯浜町及び岬町簡易水道の施設からの配水量は120万5,109トンに対し、給水率が平成24年3月31日現在では約50%となっている状況です。給水率の低さの原因としては、主に漏水によるもので、その箇所を究明と対策が重要であります。

その漏水対策としては、専門業者への委託事業として、主に本管及び各家庭への給水管の調査も並行して実施しております。実施方法としては、町内を割り当てて実施しており、23年度は10月から1月にかけて、幌萌町から岬町の範囲で調査し、12件の漏水箇所を突きとめ修繕を実施し、年々漏水箇所が減少しているところであります。今後も漏水対策に一層の努力を重ねてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

三つ目の漏水が水道料金に与える影響についてお答えいたします。

仮に、漏水がすべてなくなり、町民の方々が使用する給水の分だけ配水するとしても、現況では約半分の配水量で賄えることとなります。しかしながら、水量の増減に関係なく水道水をつくる工程のため、電気料には影響はありません。唯一、影響があるのは、衛生面から混入している塩素の薬品代及びろ過するために用いる砂代などの経費で、年間約180万円の軽減となり、この額が年間約2億円の水道料金の減額に影響するのはごくわずかであることから、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の国民健康保険制度運用に関して、4点の御質問であります。

1点目の滞納者の割合についてですが、現時点で正確な数値であります平成22年度現年度分のみ決算数値で申し上げます。平成22年度決算時点での国民健康保険の加入者は1,337件であります。そのうち284件で滞納繰越となり、滞納繰越の割合は21.73%となっており、税額では調定額4億8,705万9,000円に対し、滞納繰越額5,010万5,000円で10.29%となっております。

2点目の資格証明書・短期保険証の発行状況についてであります。国民健康保険被保険者証につきましては、国民健康保険税を納付しない世帯には、国民健康保険法第9条の規定により被保険者証を返還していただき、被保険者証資格証明書を発行する場合と、市町村が被保険者証の有効期間を定めることができる短期被保険者証を発行し、国保税滞納世帯に対し継続的に納付相談や納付指導を行い、滞納の解消に努めている状況であります。

御質問の資格証明書及び短期被保険者証の発行状況であります。本年6月8日現在におきまして、資格証明書は1世帯2人、短期保険証につきましては242世帯473人に対して発行しております。

3点目の国保サービスの制限強化とは、具体的に何を制限するのかとの御質問であります。具体的な国保サービスの制限強化についてであります。一つとして、滞納世帯の高額医療に伴う高額医療限度額認定書の発行については、現年の国保税納期分を納めた被保険者とする。二つ目として、滞納世帯の保険証の交付期間を最高6カ月とし、優良・一般納税者と滞納者との差を明確にする。三つ目として、滞納世帯の短期被保険者証の期限切

れについては、更新手続をしなければ発行をしない。以上の3点について検討をしております。

現在、国民健康保険税を滞納している世帯主に対しては、国民健康保険法の規定に基づき、被保険者証の返還及び被保険者証資格証明書の交付並びに保険給付の全部、または一部の支払の差しどめを行っており、羅臼町国民健康保険税滞納者に対する措置の取扱要綱により必要な事項を定めております。

また、国民健康保険短期被保険者証の交付については、国民健康保険短期証の交付基準に基づいて行っているところであります。この交付基準における交付対象と解除要件についても見直しをし、明確化を図ることで現年度の徴収率を引き上げ、滞納の削減、圧縮することを目的としているところであります。

4点目の、支払能力のない人への救済の考え方との御質問であります。収入が少なく、生活困窮の国保世帯に対しては、国保税の負担過重を避けるための軽減制度があり、当初賦課の段階において世帯の総所得金額に応じ均等割・平等割について7割・5割・2割の軽減措置をしております。ほかには、災害等により被保険者の死亡、資産に重大な損害を受けたときや失業等により生活が著しく困難となった世帯に対しては、申請により国保税を減免する制度があります。

また、医療機関等へ支払する一部負担金の支払い義務を有する世帯主が、その支払いが困難になったときには、申請によりその一部負担金を減免、免除及び徴収を猶予すると定めております。救済の考え方はという御質問ですが、国民健康保険制度の中での収入に応じた軽減措置と、基準に基づく減額措置であることを御理解いただきたいと存じます。

次に、3件目の郵政民営化改定（案）に関する御質問であります。平成19年10月1日に郵政民営化関連法により、日本郵政株式会社と四つの事業会社に分かれ民営化されました。約4年半が経過した本年4月27日に、郵政民営化法等の一部改正等法案が可決されたことに伴い、現行の郵便局株式会社法施行規則が改正され、今後制定される日本郵政株式会社法施行規則で郵便局設置基準等が規定される予定と聞いておりますが、郵便局は従来の置局水準を現行法より後退させることのないよう国会で審議されていると承知しております。郵便局ネットワークに対する考え方につきましては、現在、羅臼町内には郵便局が2局、簡易郵便局が2局ありますが、町内の交通や地域的な事情等を勘案すると、地域に欠かすことのできないものだとして認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

最初に、郵政民営化改定について、町長の考え方をお伺いいたします。

この改定案で重大な問題となっているのは、一つは郵便局の設置基準で、郵便局は全国に広く設置する義務が課せられていましたが、お話しにもありましたけれども民営化のと

き、今回の改正ではなくて、その前の民営化のときに設置義務の範囲を過疎地に限定して
いました。その対象については、現行法では郵便局が郵便窓口を行うところ、現在、羅臼
町には4局あると。ところが、改定案では3事業、郵便、貯金、保険、これを一体で行う
局以外は郵便局ではなくて営業所となります。そして、日本郵政は、全国2万4,600
局のうち、保険の窓口がないなど3,600局が設置義務から外れることを一たん認めま
した。町長お答えのように、この後、省令改正であるとか、あるいは会社法であるとか、
あるいは株式会社の定款の変更であるとか、そういうことが決まっていくのだろうと思
いますが、すなわち、今回の改定により郵便局と定めたのは、郵便、貯金、保険の三つを扱
う営業所だけで、貯金や保険を扱わない営業所は郵便局とみなされず、過疎地にある簡易
郵便局等の設置義務がなくなるおそれがある、こういう問題があります。

もう一つの問題は、金融ユニバーサルと言われる問題です。現在、金融2社、郵貯銀行
と簡保生命ですが、からの業務委託料、全国で1兆円支払われているわけですが、これが
失われるおそれがあります。郵便会社に委託料が入らなければ、過疎地を初め郵便局ネッ
トワークは維持できません。私は、郵便事業は利潤追求ではなく、公共の福祉のために活
用することを経営目的とし、効率的な三事業一体の一体体制、こういう公的企業にすべき
と私は考えています。今後、過疎地域の郵便局の存続が危ぶまれる中で、地域の暮らしに
欠かせない郵便局ネットワークを守ることは大事な課題であるというふうに考えていま
す。

次に移ります。

町営住宅について、5点お答えがありました。現状の管理運用の一端の状況はわかりま
した。この町営住宅の管理は、管理条例及び条例施行規則にのっとり実施されていると思
いますが、まず、町営住宅設置の理由は条例でどのように定められているかお答えくださ
い。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 条例的には管理条例羅臼町営住宅設置及び管理条例の第
3条でございます。第3条につきましては、第1項町営住宅は住宅に困窮する低所得者の
居住の安定と居住水準の向上のために設置する。第2項では、前項の町営住宅の設置の場
所及び戸数等は規則で定めることとなっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 町営住宅の入居には、当然所得制限があるわけですが、先ほどの
お答えで所得が超過している入居者があるや、この所得が超過している入居者の対応は条
例上どういう取り扱いになっているのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 収入超過の関係ですね、その対応ということで、公
営住宅入居時については入居資格として、収入基準に適合して入っているわけですが、収

入超過者、それから高額所得者につきましては、入居してから所得の増加、あるいは家族構成の変動等があったと思われます。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例第29条で、収入超過者についての明け渡しについては、収入超過者は町営住宅を明け渡すよう努めなければならないと規定されております。また、同条例第31条で、高額所得者については期限を定めて町営住宅の明け渡しを請求することができるかと規定されております。このことにつきまして、収入超過者及び高額所得者に新年度家賃の決定の際には、文書にて周知しておりますが、高額所得者に対しての明け渡し請求は行っておりません。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 次に、町営住宅の管理条例を見せてもらいましたが、第51条に町営住宅監理員とは何か、あわせてその職務、役割についてお答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 町営住宅監理員につきましては、町職員のうちから5人以内の範囲において任命することとなっております。職務の内容につきましては、入居者の確認に関する事、家賃納入の特例に関する事、町営住宅及び共同施設の使用についての入居者に対する必要な指導、入居者からの申請または届け出の受理及び進達に関する事。入居者の退去の場合における町営住宅の検査、引き継ぎに関する事、不正入居者の防止に関する事、許可のない模様替え、増築、用途変更の防止に関する事、町営住宅及び共同施設の管理及び敷地の不法占拠の防止に関する事、その他、町長の指示する事項に関する事となっております。

これら職務につきましては、水道土木管財等別職務の重複はありますけれども、建設水道課職員、課長を含め5人において行っております。

入居者からの申請、届け出についての受理及び進達については建設水道課窓口にて行っており、家賃納入に関しましては、昨年9月に滞納者に対し一斉督促通知を行ったところで、継続的に行っているところであります。また、入居者の確認、不正入居者防止、許可のない増築等防止、不正占拠の防止等につきましては、逐次、現地確認を行っておりますが、今年度においては団地別実態調査を行っているところでございまして、公営住宅管理台帳の整備を行うこととしております。公営住宅の適正な管理運営のために日々努力をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 家賃についてですけれども、町営住宅の入居募集要項で、家賃の最高額は裁量階層で4万4,100円となっております。私のほうでちょっと調査したところ、これを超えた高いところで8万円ぐらいの家賃が設定されているようなのですが、この事実はあるのか、あるとすればその理由は何か。また、一般階層は収入月額で15万

8,000円まで収入で、それから裁量階層では21万4,000円と設定されていますが、これを超える所得の入居者が一定数いるようなのですが、その理由をお答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 収入超過者及び高額所得者についてのことです。

収入超過者とは、公営住宅に3年以上入居していて、かつ月収が15万8,000円を超えるものとなります。なお、平成21年3月31日時点で入居していた方につきましては、平成21年4月1日施行の公営住宅法施行令の一部改正で入居収入基準等の見直しがありました。その経過措置により月収が20万円を超えるものとなっております。

高額所得者につきましては、公営住宅に5年以上入居していて、かつ月収が最近2年間、引き続き31万3,000円を超えるものとなります。なお、平成21年3月31日時点で入居していた方につきましては、同じく経過措置により月収が39万7,000円を超えるものとなっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それを超える人の入居状況を教えてください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 収入超過として通常より高い家賃を徴収しております収入超過者、それから高額所得者。収入超過者につきましては28世帯、高額所得者は9世帯となっております。家賃に対してですが、家賃算定には住宅の経過年数も加味されますので、金額がばらけております。

収入超過者では、家賃1万円未満が6世帯、1万円から2万円未満が1世帯、2万円から3万円未満が6世帯、3万円から4万円未満が2世帯、4万円から5万円未満が12世帯、6万円から7万円未満が1世帯で計28世帯です。

高額所得者では、家賃1万円未満が2世帯、2万円から3万円未満が1世帯、3万円から4万円未満が2世帯、4万円から5万円未満が2世帯、6万円から7万円未満が1世帯、7万円から8万円未満が1世帯で、計9世帯となっております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 最初に、管理条例の中で、町営住宅の設置の理由についてお伺いしました。ポイントは、町営住宅ですから収入が少ない方、それから住宅に困っている方、こういうことが一応この管理条例上、町営住宅の設置の理由になっている。それで、所得制限がある方は、31条とおっしゃいましたか、これでは明け渡しを請求することができる規定ですね。現在はやっておられないということでした。それで、これらについての管理を行うのは、水道建設課の中の職員がやっていると、こういうことだろうと。それから、家賃については、今のお話ですと、7万円、8万円、9万円という家賃があるとい

うことでした。そういうことを考えますと、この管理条例等の整合性に若干問題があるような感じがいたします。

お答えの中で、いろいろな事情があって現在のようになっているというふうに理解はしますが、町営住宅に入りたくてもなかなか入れないという状況のある中で、収入が超過している、その人には高額な家賃をとということだと思っておりますが、見合う分ですね、どうも条例との関係で整合性がないというふうに考えます。条例上、不備があれば改正しなければいけないし、不備がないとすれば、しっかりした運用が必要であることをまず指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、先ほど町長の最初のお答えで、管理戸数は270戸で入居戸数が236ということで、差し引くと34戸が空いている。空いている理由は何でしょうか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 空き家につきましては、空き家自体、住宅の程度等を考えまして、優良なところにつきましては募集等を行っているところでございますけれども、この34戸につきましては、何かいろいろとありますけれども、老朽化等によるもので空き家になっているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 一言で言ってくればいいのです、老朽化ですということ。

住宅の建設年度別の状況について説明がありました。築何年経過しているかということにかみ砕いてみると、建築後、築後48年経過しているものが30戸、38年経過しているものが82戸、24年経過しているのが100戸、こういうふうにして見ますと老朽化戸数は212戸になります。全体で270戸ですから、全体の78.5%、約8割が老朽化の状況にあると私は思いますが、町長はこの現状をどういうふうにお考えかお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 数字だけで見るとそういうふうに見えるかもしれませんが、必ずしもその住宅によっては、入居者の常日ごろの住宅の管理といいますか、使用の仕方ということによっても変わってくると思いますので、必ずしも経年イコール老朽化ということにはならないというふうに思っているところであります。したがって、今お話があった、どのように考えるかということでもありますけれども、先ほど老朽化という話をしましたけれども、私は必ずしも老朽化だけではないというふうに思っています。

34戸の空き家ということにつきましては、民間のそういう賃貸住宅等が近年どんどん建てられているという状況の中で、入居する希望者がどちらを選択するかということもあります。したがって、そういう状況の中で、現在、現実的にはあいているのだというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私は、いろいろなことがあるのかもしれませんが、担当部局がお答えしたように築40年もたっていると、これは老朽化なのです、ある意味で。まず、この認識をきちんとする必要があるのではないかなというふうに私は思います。

滞納整理を、先ほどお話もありましたけれども、しっかり行うことはもちろんですが、例えば高台であるとか、あそこの緑町の河原であるとか、この状況は、これはちょっとそのまま放置しておくわけにはいかないという状況に、私、何回か見に行っていますが、そういう状況にあるというふうに思いまして、今後、住宅としての機能、機能といえおふるとかという、こういう問題になるのかもしれませんが、高台では道路から玄関まで約1メートルぐらい、もう下がってしまっているような家もあります。こういう機能をしっかり備えた、そして、先ほど50歳以上が何%というお話もありましたけれども、この高齢者にも対応できる町営住宅の改築計画を一日も早く立てて具体化するよう強く求めたいと思います。

次に、水道事業についてお答えをいただきました。水道施設の耐震化の関係ですが、耐震化は管路と浄水施設に分けられますが、国の調査によりますと羅臼町の浄水施設の耐震化率はゼロ%です。全道平均では12.6%、全国では18.7%、全道、全国低いことは間違いないのですが、羅臼町はゼロ%。基幹管路は、この地震の際でも、継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている耐震管。これは、羅臼町は、先ほども答えて2キロメートルぐらいあるという、全部で58キロのうち2キロほどはそれにかわっているということなのですが、これで見ると4.8%の耐震化率、これの全道平均は36.4%、全国では31%。この耐震化率は、震度6強から7程度の揺れに耐えられる割合の数値です。そういう意味では、羅臼町の水道施設の耐震化が非常におくれていることがはっきりしたわけですが、実は、道もこの認識を持っておりまして、昨年3月に北海道水道ビジョンを策定しています。その中で、羅臼町は水道事業者みずから、耐震化計画を策定して取り組みを進めるよう明記するとともに、緊急時給水拠点確保事業など国の補助制度を有効に活用するなどして施設の耐震化を進めるよう働きかけを行っています。

お伺いしますが、羅臼町は、耐震化計画は作成しておりますか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 現況としては、策定しておりません。ただし、今、議員おっしゃったように、平成23年3月に策定した北海道水道ビジョンを踏まえて、地域の水道の諸問題の解決や広域的な水道の整備計画の方向性を明らかにするため、北海道が今年度中に北海道基本構想を策定する予定であります。そのために、道内を6地域の圏域に分けており、羅臼町は釧路、根室、地域別会議を行い協議しているところであります。この中で、一つのメニューとして耐震化に向けて方策があり、耐震化診断や施設管理運営を広域的に実施することも協議しているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私は、全部一遍にやるなんていったって、それは不可能なのです。羅臼町における地域防災拠点施設、例えば診療所とか学校とかですね、災害時においても生活用水等を確保することが大変重要と考えるので、最も優先して耐震化を図るべき水道施設をまず決定する。先ほど、課長のほうから計画を立てるとありましたが、そしてこれを決定をして、この補助事業として全国防災事業債等もありますので、この活用を図りながら計画的に進める必要があるのではないかとこのことを指摘をしておきたいと思えます。

次に、漏水対策の関係です。漏水は、有効率という割合で示されます。漏水等を除く有効に使用された水量の割合を示すものです。この有効率の道内の水道事業の平均は、平成2年度で87.5%、道内の平均です。平成21年度91.4%に増加、漏水がなくなっているということです。有効率が90%未満の事業者数も減少していると報告されています。

先ほどの答弁で、羅臼町の場合の有効率は50%であるということが先ほど答弁でありました。これは端的に言うと、浄水でつくって給水している量の50%、半分が漏水をしているということです、なくなっているということです。道内の水道事業の平均有効率は、現在91.4%です。8%弱、強くらいが漏水だということです。全国平均では92.8%です。私が調べた結果、全道一有効率が低い、漏水が多いのは我がまち羅臼町です。近隣町、隣町で見ますと、浜中町は92.4%、標茶町97.2%、別海町91.9%、根室市で90.8%です。

先ほどの答弁の中で、有効率が低いのは漏水が多いのは古い管が、老朽管がというお話がありましたけれども、このお答えの中にありましたが、老朽管と言われるのは全部で58キロあるのですが、このうちの9キロ、16%くらいですが、16%が老朽管なのだけけれども、給水の50%が漏水とはちょっと理解しがたいのですが、ほかに何か理由はありませんか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） まず老朽の話なのですけれども、老朽している管というのはいわゆる配水管、つまり本管ではありません。本管からメーターまでの給水管、これが主な要因であります。ただ、この50%の中で漏水以外と言えることは、例えば防火水槽が各町内23カ所ありますけれども、この分のまず水量、それから峯浜の酪農家の牛、あと生乳ですけれども、これについても一応資料があるのですけれども、一応この両方についてはメーターがついておりませんので、当然これがその中に含まれてくるというふうに思われます。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ちょっと私の理解が足りないのかもしれませんが、実際に使われているものは有効率の中に入りますから、ただ、有効率が50%だということは、50%

はどこかに消えてなくなっているということだと。それが本管ではなくて給水管のほうであるということで、給水管というのは直接自宅のほうに入っているという管ですよ。それは調べてやらなければいけないのだろうというふうには私は思いますが、漏水対策は給水箇所、今言ったように調べて、都度修理をするというやり方を現在しているというふうには思うのですが、全体として総延長約50キロある水道管についても、老朽管のところはやはり更新をしていく。あるいは、給水管のほうについても、計画的にやっているということなのですが、どちらにしても50%というのは、ちょっと尋常な数字ではないというふうに認識をします。

漏水と水道料金の関係ですけれども、羅臼町の水道料金が高額なのは当局も認めているのかなと思いますが、もしかすると全国一高額かもしれません。私は、水道料金がこれだけ高いのは、その一つに漏水が大きく影響しているのではないかなということ、ちょっとこれ質問テーマに取り上げたのですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 先ほども町長の御答弁にございましたけれども、基本的には水道をつくる時に、その水道の量ですけれども、これについては水道の増減に関係なく水道をつくる工程があります。ですから、100トンであるが10トンであろうが50トンであろうが、同じような作業というか、したがって電気料は関係ないと。唯一関係あるとすれば、衛生面から混入している塩素の薬品代とか、あるいは、ろ過をするために用いる砂代の経費ぐらいかなという形です。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 前に水道料の質問をしたときに、湯ノ沢の浄水場の話もちょっと出たと思うのですが、今、湯ノ沢では100%ということ、先ほどトン数の話ありましたけれども、何トンつくっているのだという話もありましたけれども、給水量とあって115万立方メートルを現在つくっているのです、水をつくっている。それを流しているのですが、有効率50%、この半分がなくなっているということで、ということは、必要以上の施設をつくったのか、あるいは需要予測を誤ったのか、50%の漏水を想定してつくったということはないと思いますけれども、この辺ではどうなのでしょう。ちょっと質問が不明瞭になっていますけれども、湯ノ沢のつくったときの起債の償還は現在も続いていますよね。これが、実は、水道料金に大きく反映しているのだろうというふうには私は思うのですが、水道料金の負担は町民の生活に大きく影響しますので、湯ノ沢浄水場の建設の経緯をちょっと簡単に教えてください。なぜ、そういう115万立方メートルをつくるような施設を建設をしたのか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の御指摘の件であります。

この湯ノ沢町の浄水場ができたのは、平成7年から供用開始でございますから、今から

17年ぐらい前になるわけですが、その当時は、当然そういういろいろな予測の中で、これがベストだということでやったのだというふうに思っております。そのときには、簡易水道という状況の中で、非常に雨が降ると濁って、しかも安定的においしい水というか、水が提供できなかったということが、特に羅臼町の場合は雪解け、あるいは大雨、そういう状況の中で非常に不安定な状況であったと。施設も、必ずしもそれに対応できるようなものでもなかったということから、当時、浄水場ということで整備をしたということでもあります。そういう経過の中でもあります。

したがって、現在、その布設した借入金も含めて、1億円の元金と約5,000万円の利息を現在支払っている状況であります。したがって、この元利償還金が、仮にほとんどないとするならば、かなり水道事業としては黒字になるだろうし、あるいは皆さんの水道料金もここまで高額な負担を求めなくてもよかったということであろうと思いますけれども、その当時はその当時として、これが最善の方法であるということ布設したものとふうに認識しているところであります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今の説明は、非常にストンと落ちるといふか、よくわかる話で、どちらにしてもその当時の事情はいろいろあって、議会の議決もしたのだと思いますけれども、結果として現在50%漏水している、あるいは水道料金が全国一高いという状況になっているということについては、できるだけ早急に町民の負担を下げるといふ努力が必要ではないかというふうに思います。

時間がなくなっているのですが、公共施設や道路、橋梁、今回テーマにした町営住宅や水道施設など、インフラ老朽化問題は、実は羅臼町だけではなくて全国的な問題でもあります。議論の中でもいろいろありましたけれども、不都合が生じたらその都度修理するという対処療法でやっていると思いますが、原因をはっきりつかまえて、それに対処する原因療法と、これは医療用語ですが、それをしなくてはならないというふうに思います。この老朽化を放置すれば、いずれは壊れる、町営住宅もそうです、水道管もそうです。建築物が倒壊して道路には穴があき、橋は崩落します。つくりかえることが最善の方策ですが、予算がない。インフラは、重大な需要を減少する予算で賄うという袋小路に陥っています。

時間がないので、こういうふうにしたらどうですかと、実は用意してきたのですが、もうほとんど時間がありませんので、また次に持ち越しますけれども、重要なことは、住民の意識改革が必要ではないかなというふうに思います。なぜかといふと、住民は、今ある公共施設や橋はそのまましてほしいと思うし、そして古くなったものは新しくかえてくれと、こう思うのです、そういうふうに希望するのです。しかし、その結果、子供や孫の世代に負担を先送りすることに目を向ける必要があると思います。私は、インフラ問題について、住民説明を開始すべきだと思います。町の財政状況ですとか将来の負担に関する情報を開示して、理解を得る努力が必要だというふうに思います。これも指摘をしておき

たいと思います。

最後になりますけれども、国民健康保険制度の運用についてお答えがありました。ちょっともう時間がほとんどありませんので、何点かだけ申し上げておきますが、当町の国保加入者は3,319人で、人口に占める割合は55.7%、6割です。他町の状況もありますけれども、断トツで羅臼町が多いという現実があります。

先ほどのお答えで、国保加入者の滞納の関係で答弁いただきましたけれども、国保加入者のうち滞納者の割合は284世帯というお話だったのでしょうか。これ世帯に占める割合は21.7%、約2割強が滞納していると、こういうことになっております。短期証の関係でもありましたけれども、羅臼町の数が先ほどありましたが、平成23年度実績で240世帯が短期証の発行者、この短期証の発行者は羅臼町でこれを割り返すと十七、八%くらいになるのでしょうか、全体の。他町の発行状況ですが、中標津町は9.9%、10%、別海町2.6、3%、標津町が10.5%で、やっぱり羅臼町が圧倒的に多いのです、これも。

ちょっと1点お伺いしますが、担当部局は税務課だと思いますけれども、税務課で納税相談、そのほか短期証の発行をやっているわけですよね。あなたたちがそこで、課長がやるのか参事がやるのかわかりませんが、担当者が納税相談に来たときに、その短期証を発行する方と話し合いをするわけですが、その場合に、税務課としては、この短期保険証が発行するというその人たちは、どういう人なのか、所得の問題も含めてどういうふうに分しているか、ちょっとそれだけお答えください。

○議長（村山修一君） 税務財政課参事。

○税務財政課参事（櫻井房雄君） 納税折衝の経過でございますが、基本的に現年課税分については早期納税していただきたいということで納税相談をしております。また、滞納繰越分につきましては、収入額とか、家族構成とか、そういう生活実態を把握した上で納税折衝をしております。確かに、中には低所得者という方もいらっしゃいますので、すぐ完納に結びつくという世帯でない方も実際にいらっしゃいます。とはいえ、国保税にかかわらず、町税等についても納税していただかなければなりませんので、その辺は滞納者の実態に即した対応を考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 悪質という、ちょっと語弊がありますが、収入所得があるのに払わない、そういう人も中にはいると思いますが、私は、圧倒的に低所得の方が多いのではないかなというふうに思います。

滞納世帯の推移を見ると、平成20年度は260世帯、割合で18%、額で4,200万円、平成22年度は284世帯で割合が21.7%ということで、増加をしていることがわかります。約2割強が滞納をしていると、これは異常事態です。この低所得者対策についてもお答えがありましたが、この低所得者対策については法定減免制度があります。

2割、5割、7割。そのほかに、国保44条云々というのが二つほど説明がありました。が、実は、法定減額制度は均等割と事業割で、2割、5割、7割が減額されるのですが、しかし、どんなに低所得でもゼロにはなりません。その上で、国保加入者の所得に占める国保税の割合について、私、調べましたが、国保税の法定減額を受けている世帯の所得に占める国保税の割合は、全国平均では9.9%ですが当町は12.2%です。これは平均ですよ、全体の平均です、全体の平均が大体多いと、だから高いということの意味するので、国保税全体が。さらに、当町の7割減額世帯、一番減額が多い、所得が少ないという世帯の所得に占める割合の国保税は16.35、違っていたら言ってもらいたい。これは恐らく7割減額した後の数字でしょうか、そういうことかなと思います、違ったらまた言ってください。言いかえると、低所得者ほど非常に思い負担になっていることがわかり、平均で9.9%で収入が少なければ少ないほど16%、17%と上がるということですから、消費税みたいなものかなというふうに思います。

先ほど、滞納者の国保サービスの制限強化をやるというようなことなのですが、当町は滞納が国保税を高くする要因の一つと位置づけています。私は、要因の一つであることはそのとおりに思いますが、国保税が高い原因の一番の根本は、これは国の予算削減にあります。これも何度かこの議会でお話ししていますけれども、国保負担を縮小、廃止したため国保の総会計に占める割合は、50%から実は現在もう25%まで下がっている。これが実は国保税を下げている原因です。この高過ぎる国保税負担を軽減するために、他の市町村では独自に低所得者世帯の国保料を減額、免除しています。これは法定減額にプラスです。秋田県の22の市町村では、生活保護基準の収入を下回って生活保護を受けていない世帯の国保税はゼロです。峠を越えて斜里町では、法定減額世帯の均等割、平等割を半減しています。当町も滞納者に制限を強化する、ペナルティーを強化するという施策ではなくて、負担を軽減して滞納を減らすという施策が急がれるのではないかなというふうに思います。

最後に1点だけお伺いしますが、今回の広報誌の中に、知っとこシリーズ医療のお金というやつですが、羅臼の医療費の特集が組んであります。国保は、みんなで使う病院代などの医療費を国保に加入しているみんなで負担するという助け合いの制度というふうに書かれています。この助け合いの制度というのは国保法のどこに書かれているか、ちょっと示してください。

○議長（村山修一君） 保険福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 国民健康保険法の法律の中には、助け合い、いわゆる相互扶助という文言についてはございません。具体的には、先ほど言いましたように国庫支出金、それから道支出金等ございますが、それ以外には被保険者から国民健康保険税として大体43%の保険税をいただいております。そういう意味では、そういう中で相互扶助的な精神にのっとった社会保険制度だというふうに認識してございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） これで終わりますが、国保法には、この制度は社会保障制度と書かれている、助け合いの制度なんて書かれていませんよ、1行も。相互扶助とか何とかってというのは、精神論的にはわかりますけれども、なぜ国保法にはない国保助け合い制度という相互扶助の制度にするかという、ここには自助努力や相互扶助を強調することによって、国保財政が苦しければ助け合いの精神で保険料が高い、あるいは値上げは仕方がないのだという、そういうふうに思わせるという意図が透けて見えるのです。あるいは、低所得だとか失業、倒産、病気で国保税の滞納者を攻撃する論にもなります。低所得者の多くが加入する国保はそもそも、先ほど言いましたが、手厚い国保負担なしでは制度が成り立ちません。その意味では、当町の国保会計も苦戦を強いられていることは私も十分理解をしています。

前段申し上げましたが、国保は助け合いの制度ではなく、社会保障と国保法に明記されています。社会保障とは、社会保険などによって個人の生活を国家が守ることだ、このことを申し添えて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 答弁は必要ないようでありますけれども、先ほど課長がを相互扶助という意味合いがあるということの話をしました。法律的にはないという中にあって、私は国保のこの制度、仕組みの中で、結果として助け合い的な要素があるのだと思っています。と申しますのは、例えの話ですけれど、1年間全く病院等の医療のサービスを受けなかった、その方も国保税は負担するわけであります。その人たちの負担をもって医療費全体が運営されているということから見まして、私は、ある意味では、そういう精神面だけではなくて、財政的な面から見ても相互扶助的な意味合いがあるのだというふうに認識しております。

加えて、今、坂本議員いろいろおっしゃったように、これは一地方自治体の問題でもないということも当然の話であります。したがって、我が町として、他の町村から比べて非常に保険税が高い云々言われますけれども、これは一般会計からそれだけの余力があれば、ある意味では国保会計に多額の繰り出しもできるわけでありますけれども、それにしても、今できる限りの繰り出しはしておりますけれども、これは社会保険加入者から見ると、果たしていかなものかなという議論も一方ではあるわけありますから、そういうバランスをとりながら運営しているということも、ひとつ御理解をいただきたいと思うわけあります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の一般質問を終わります。

ここで、11時25分まで休憩します。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番高島讓二君に許します。

高島君。

○3番（高島讓二君） 最初に、このたび本町のすべての幼稚園、小中高校が平和や環境教育など国際教育科学文化機関ユネスコ憲章の理念を実践するユネスコスクールの認定を受けましたことは、大変名誉なことであり喜ばしいことでもあります。町長、教育長を初め、こちらに教育委員会の委員長さんもいらっしゃいます。教育委員会及び関係された方々には、心からお喜びと敬意を表したいと思います。

ユネスコスクールに認定された理由は、知床の自然と環境を守る大切さを学ぶ知床学が評価されたことこのことでもあります。期せずして、町は、かねて要望しておりました、町の環境基本計画が職員の頑張りによってでき上がりました。これを機に、町民の方々には知床の自然や環境を守っていく意識、関心をさらに強く持っていただきたいと思っております。また、町より自然環境を守っていく意識を啓発していただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告に基づきまして、小中学校生の学力向上の推進についてと学校適正配置計画についての2点について質問をいたします。

まず、小中学校生の学力向上の推進についてですが、平成19年より文部科学省による全国学力・学習調査状況が行われています。昨年は、東日本大震災により中止となっておりますが、ことしも4月17日に行われております。

文科省が全国の小学校6年生と中学校3年生、それぞれランダムに30%の学校が抽出され、その他希望校の参加も含め、全国の80%を超える学校が学力・学習調査に参加しております。この調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図る。その取り組みを通して、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるなどです。

教科に関する調査は、国語、算数、中学校は数学ですが、ことしからは理科が加わり、知識に関する問題と活用に関する問題が出されております。また、児童生徒及び学校に対する生活習慣や学習環境などに関する調査が行われております。この学力・学習調査によって、過去の北海道のレベル、根室管内のレベルはどのような水準にあるのか。また、この調査によって、本町小中学校の学力についての状況分析の結果、それから見つけられた課題は何か、改善する方策は何かについてお聞きいたします。

2点目は、学校適正配置計画についてお尋ねいたします。

本町の第6期総合計画に示されております方針は、小学校が2校、中学校は1校制へ移行となっております。特に中学校については、計画では平成27年に改築の予定となっております。

おりますが、羅臼中学校、春松中学校ともに校舎の老朽化が進み、学びやで学ぶ子供たちの環境が著しく悪化している状態でございます。改築できる環境を早く整えて、1日も早く前倒しで改築すべきと考えます。改築のために、どのような姿が望ましいのかお聞きします。少子化が進んでおりますが、将来の生徒数の推移について、中高一環教育を行っておりますが、その影響について。1校あるいは1校以外の場合の教育的効果について。改築の予算はどの程度か、また、改築場所はどこかについて、教育長、町長のお考えをお聞きいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 高島議員から2件の質問をいただきました。1件目は、小中学校の学力向上の推進について、2点の御質問でございます。

1点目の過去の全国学力・学習状況調査における北海道及び根室管内の学力レベルについてであります。この調査は平成19年度から小学6年生と中学3年生を対象に、国語及び算数、数学の知識に関するA問題、活用に関するB問題のほか、生活習慣や学習環境などについての調査が行われているものであります。平成21年度までは、悉皆調査が行われましたが、平成22年度からは抽出調査に変更されています。なお、平成23年度につきましては、東日本大震災の影響によりまして、希望する都道府県だけで実施されております。

お尋ねの北海道及び根室管内の学力レベルについてであります。既にマスコミなどで報道されているとおり、北海道は全国と比較して、小学校、中学校とも低位に位置しております。根室管内におきましても、平均正答率を見ますと全道平均を下回っているところあります。

2点目の、本町の小中学生の学力についての状況分析と課題、そして改善策についてあります。テストの結果につきましては広報でもお知らせをしております。平成22年度の場合、小学校6年生の平均正答率は、国語A・B問題、算数A問題は全道平均を超え、ほぼ全国平均に近い結果となっておりますが、算数Bだけは約6%ほど全道平均を下回りました。中学校につきましては、国語A・B、数学A・Bとも全道平均を下回っております。平成23年度につきましては、小学校が国語A・B、算数A・Bとも全国平均を下回っておりますが、中学校では国語A・B、数学A・Bともほぼ全道平均に近い正答率となっており、年度によって教育課程の習得に変動があります。

また、同時に行っております学習状況調査の結果から、生活習慣の中でテレビゲームなど3時間以上すると回答した児童生徒が高い割合を示しておりますほか、家庭学習の少なさなどが目立っている状況であります。

課題としては、各教科における基礎基本の定着と、家庭における学習時間や読書時間の定着化と習慣化が必要であると分析しているところあります。

このような課題を解決するためには、まず子供たちが規則正しい生活リズム、生活習慣

を整えることが重要でありますので、羅臼町PTA連合会が中心となり、家庭、地域に呼びかけております、早寝・早起き・朝ごはん運動を支援しております。また、学力向上に関する取り組みについては、ことし北海道教育委員会が平成26年度の全国調査までに、全国平均以上にすることを大目標として掲げ、オール北海道で取り組むことを明言しているところであり、羅臼町においても学力向上を教育行政の大きな柱に位置づけているところで、具体策としては、若い教職員が多い羅臼町の特徴を踏まえ、道立教育研究所との共同研究事業である羅臼町の児童生徒の学力向上プロジェクト研究や道立教育研究所と連携して行うフリープラン研修などを通じて教職員の指導力向上を図っているところであり、各学校が行っています校内研修とあわせ、相乗効果に期待しているところでもあります。

また、北海道教育大学釧路校との連携により、学生ボランティアの派遣を受けて、学校授業における教科支援員の配置や放課後特別教室を開設するなどして児童生徒への学習支援に努めてきているところです。さらに、本年度より教職員の研究団体を改編して、新たに羅臼町幼小中高一貫教育研究会として、羅臼町の教育課題解決に向けまして活動する体制を整えました。羅臼地区、春松地区に、幼稚園、小学校、中学校が配置されている教育環境を生かしながら、地域の教育課題解決を目指してまいりたいと考えております。

次に、中学校校舎改築に向けまして、4点の御質問であります。

1点目の10年後、20年後、30年後の生徒数の推移であります。今後の社会的要因や産業の状況などによって大きく変化するものと思っておりますが、現時点における見通しとして、国立社会保障人口問題研究所による市町村別将来人口推計資料をベースとした場合、現時点では30年先までは見通すことが困難であります。人口の減少に伴う出生率の低下や経年減少率などを勘案いたしますと、平成24年4月を基準とした場合の児童生徒数の推移は、10年後の平成34年では約33%の減少、20年後の平成44年では53%の減少と見込まれています。

2点目の中高一貫教育の影響についてであります。学級定数を現行の40人の学級を前提として考えた場合、今後約10年間は一時的に1学年1学級となることが予想されますが、ほぼ2学級で推移するものと見込まれます。よって、中高一貫教育は継続されるものと考えられますが、その後、学級定数の変更がなければ継続が難しい状況と考えられます。

3点目の中学校1校、あるいは1校以外とした場合の教育的効果についてであります。1校とした場合は、1学年2クラスで推移する場合は、クラスがえなどによって学習面・生活面などで視野も広がり、刺激し合える効果や生徒会活動、部活動、中高一貫教育などの充実が期待されるほか、教職員の配置も充実したものになることが考えられます。反面、生徒数の減少により各学年が1クラスとなった場合は、教職員が半減となることや、1クラスが40人近くの生徒数では、教育的な効果よりも生徒指導などの違う課題も予想される場所でもあります。

1校以外の場合の教育的効果については、中学校における1学級は20人前後のクラス

編成が理想的であると言われておりますので、グループ学習や教員の指導範囲として望ましい効果が期待できると考えられますが、反面、クラスがえができないことや学習も含めて序列化などの課題が懸念されます。

4点目の改築予算と場所についてであります。これらについては、これからの課題であります。

最後に、第6期総合計画の策定どおり進行するのか否かとのことでございますが、地域振興の面や財政計画の面などもございますので、今後、町長と協議をさせていただきながら進めさせていただくことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 中学校の学校建設についてのお尋ねでございます。このことにつきましては、本年3月の定例議会におきまして、私の24年度の執行方針の中で、改築については平成27年度をめどに方向性を示してまいりたいというふうに申し上げているところでございます。なお、本年5月31日、教育委員会から町立中学校改築にかかわる意見書をいただきました。これについては、財政的なことは除いた中での意見書であります。これについては、関係する小中学校の校長先生、あるいは関係するPTAのそれぞれ地域の方々等々の関係者の方、そして教育委員会ということで、中学校の適正配置計画の検討委員会を立ち上げていただいて、いろいろと御協議をいただいて検討をいただいたものでございます。それをまとめたものを、先般、私のところへ直接教育委員さん全員でおいいただき、意見書としていただいたものでございます。

したがって、それを踏まえながら、今後、執行方針示しているような形の中で進めてまいりますけれども、総合計画をつくった段階から既にもう4年も経過しているというような状況の中で、それをさかのぼって考えてみますと、中学校1校化という方向性を打ち出しておりましたけれども、その後、いろいろな生徒数の問題、あるいはいろいろな事情の変化がございまして、必ずしも1校にこだわるものではないという中での今現在に至っているわけであります。したがって、1校化にするか2校化にするか、今後慎重に検討してまいりたいと思っておりますけれども、そこにおいて財源的な問題ということになってまいります。23年度の予算の当初でもって2,000万円積み立ていたしました。それから、最終的な23年度の決算の段階で5,000万円基金として積ませていただきました。そして、24年度の現年度の予算の中で、当初で5,000万円を基金として積ませていただきました。したがって、トータルいたしますと、今まで3億2,000万円の文教整備基金ということで、積立金ということで残高になっているわけでございます。

したがって、今後、検討して行く中で、1校化あるいは2校化、またそれ以外の方法があるのかも含めながら慎重に検討をしてみたいというふうに思っております。なお、教育委員会からの意見書につきましては、しかるべきタイミングの中で皆さんにお示ししたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 教育長から御答弁いただいたとおり、全国学力テストの結果は、北海道新聞に載っていたのですが、平成22年度の結果です、47都道府県のうち、小学校が46位、中学校が42位でございました。最下位は沖縄県だったと、たしか思っております。

この結果、北海道の教育委員会では汚名返上のために、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、平成26年度までに、オール北海道で全国平均レベル以上にしたいとの目標を掲げております。とりわけ根室管内では、全道レベルで下位に甘んじており、根室管内でも管内の教育委員会、教育長会、それから校長会などなど、学力の向上を目指して頑張っているようです。

今度は、オール根室で学力向上、または道徳性の向上、体力の向上を図り、管内一帯となっていて進めていくとのことですが、根室管内にある本町の小中学校のレベルは、平成22年度で小学校は、先ほど教育長のお答えのとおり全道平均を上回っており、中学校は下回っていると。23年度は逆で、小学校が全道平均を下回って、中学校が上回っている。波が年度によってあるようですけれども、原因はどのように分析しておられるのか、お答え願います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） やはり、羅臼町におけるそれぞれの環境というところが大きくあるものというふうに思っております。その環境のうち、一つはやはり家庭における生活習慣の問題であったり、また家庭学習の問題であるというようなことと、やはり羅臼町は若い先生方も非常に一生懸命頑張っておられますけれども、そういったところも含めて、それぞれ校内研修も含めてやっているところがございますけれども、一つの要因になっているものかというふうに推測をしているところでございます。

児童生徒の成長、発達というところを考えると、学力がすべてではないということは前提としてありますけれども、御指摘のとおり学力の向上を図るということは自分の将来ということについて大きな選択肢が広がってくるというところでございますので、そういったことも含めて、やはり対応をしていかなければならない課題だというふうに思っておりますし、また、教育自体につきましては、地域を担っていくという大きな役割も一つあるものというふうに考えているところでございます。学校で学んだ知識、技能というのをどういう形で実社会の中で生かしていけるかということが、本来、教育の果たしていく役割の大きな部分かなというふうなことを思っているところでございますので、やはり社会もそういったところを期待しているというふうに思っております。

したがって、学校で勉強をするというようなところを、やはり私どもとしては、もう一度大きく見直しをしていかなければならないかなというふうに思っております。通常は、やはり授業の中で、いろいろな授業を展開させるのですけれども、考える力とか、そして

また行動する力だとか、問題を解決する力というようなところを授業の裏側で子供たちは培われていくものというふうに思っておりますので、そういったところを意識しながら、若い先生方には道立教育研究所との連携をしながら指導力の向上を図ったり、そしてまた、先ほど御答弁したとおり、教育大学における学生のボランティアを通じながら学級支援、子供たちのほかの支援というようなことも、より充実させていかなければならないことだというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 勉強というか、学力の向上というのは、やはり学校だけではなかなか難しい。いわゆる家庭の、その生活習慣というところを父兄にもっと理解してもらわなければならないというふうな、今、教育長の御答弁にありましたけれども、まずは先生たちが、先ほど教育長おっしゃっていましたように、若い先生が多いというふうなことで、いろいろな研修とか、それから大学の学生なんかにも来てもらっているいろいろな活発にやっただいているようですけども、そちらのほうの成果のほうはどういった成果が見られるでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） まず、先生方の面でいきますと、通常、道立教育研究所における研修というのは、羅臼町と道立教育研究所と連携して、羅臼町のためのプログラムをつくっていただいて実施をしていただいております。若い先生方は自分の課題を持ちながら、2泊3日で道研における研修を通じて、即戦力のある研修というところで、それを持ち帰って、今、学級で展開をしているというところでございまして、子供たちにわかる授業の展開、自分自身が成長するような展開というふうなことで、今、進めさせていただいているところでございます。また、釧路教育大学との連携の中では、子供たち自体が違った先生との授業というようなところを通じながら、振り返り学習というようなところに大きな重点を置いておりますし、昨年度から羅臼町が推進しております教科支援員の配置というふうなところも含めて、なかなか今の状況の中では振り返り学習ができない環境の中ですので、そういったところにそういう支援員等の力を注ぎながら、基礎的な部分の向上を図っているというところでございまして、ある意味、4月17日に行いました全国学力・学習状況調査の中での成果というものを期待してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 先生たちに大いに期待していただきたいなというふうに思います。もう一方のほうで家庭のほうで、先ほど教育長お答えになった生活習慣でテレビゲームを3時間以上やっている子供たちが多くと。これはもう、少しこれを家庭学習の少ないというふうなことになっているわけですから、そこを1時間でも削ってもらって子供たち

に勉強をしてもらおうようにするにはどのようにするかということが、いろいろ課題があるのだと思いますけれども、やっぱりここは家庭に帰ると父兄が一番子供に対して関心を持ってもらうようにしむけなければならぬと思いますので、このところは、もし、テレビゲームがそんなに多いということで家庭学習が少ないという感じであれば、問題があるのではないかなというふうに思います。

先ほど教育長もおっしゃっていたように、規則正しい生活、早寝・早起き・朝ごはんという、こういう目標を掲げてやっているというふうにお聞きしましたがけれども、それについて、結構もう、PTAとか父兄の方たちには周知されていることなのでしょうか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 早寝・早起き・朝ごはん運動につきましては、平成22年度からPTA連合会の中で取り組んでいる事業でございまして、本年度、改めて根室地方のPTA連合会からの提言というようなことで、根室地方のPTA連合会の中におきましても家庭の教育力の向上を目指して、早寝・早起き・朝ごはん運動を提言しているところでございまして、家庭での学びをより充実していくということで、根室管内全体で取り組む一つの大きな基礎ができてきたというふうに考えているところでございます。その中に、あわせて家庭学習というのをプラスして推進をしていくというような共通目標が掲げられました。

議員御指摘の、まず、校長会からの提言が教育長部会、それからまた市長、教育委員連合会の提言と、これらを受けまして先生方からも出てきました。保護者からも、こういう形でもって、自分たちでやっていくという提言がなされました。ある意味、こういったことを踏まえた中で、根室管内全体の足並みがこれでそろってきたというふうなことを考えておりますので、こういったことも含めながら、羅臼町におきましても引き続き町P連が実施しておりますこれらの活動支援をしながら、具体的に学校の中で活動できるものは活動していくというようなことだとか、また、学習の手引きだとか、それから家庭学習におけるそれぞれの課題というようなことも含めて指導をしておりますので、これらと総合的に相乗効果が出るような対応・対策を支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） やっぱり、家庭学習というのがちょっと足りないというふうなことで、私もいろいろ調べましたら、父兄には常日ごろ子供に感心を持ってもらって勉強が必要だよと、日常的な会話を通して必要性を子供たちに話してもらうことがまず大切だというふうに、それには書かれておりました。勉強は、生活習慣としてやっていくことを理解してもらうことが親には大切なのではないかと。何で勉強しなければならないのと、我々小さいときもそう思いました。子供たちはそういうふうに聞くとします。でも、先ほど教育長も触れていましたように、ただ、やっぱり算数ができるとか、国語ができるかということではないと。勉強をするということは、将来、身につく最も大切なものは、

やっぱり集中力を養う、それから考える力、情報を正しく読み取る力を身につけることだよと。日常会話を通して子供に関心を持ってもらうことが大切、勉強をしなければならない、義務ではなくして、自分自身で勉強をしなければならないなというふうに思わせるような感じに、そういうふうに子供を持っていくことが大切だというふうに書かれているものもありましたので、ぜひその辺を、親にもそういうことを教育委員会のほうからなのか、校長会のほうからかわかりませんが、先生を通じてその辺をもう少し強化してみたらどうかというふうに思いますけれども、これは私の持論で、教育長のお考えをお聞かせ願いますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 学習ということにつきましては、学校だけではなくて家庭と地域という、この三位一体の活動がバランスをとれて活動することが最も理想的な形になっていくものというふうに考えておりますので、そういったことを含めて見ますと、やはり家庭と学校という協力体制をもう少し強化をしながら、学級担任と学級のPTAとの連携と、それと、なおかつ学校全体の連携というようなことも含めて、これらの活動を推進していかなければならないものというふうに思っております。やはり基礎基本となるのは、礼儀だとか服装だとか言葉遣い、これらが学習を推進していくための基礎的な要素になっているものというふうに思っておりますので、こういったことも含めて、やはり家庭での学習だとか生活習慣というようなものの定着に向けて、町P連と校長会、教頭会も含めてそれぞれ協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） これから学校と地域とそれから家庭と、大いにその辺をもう少し頑張ってください、全体的な羅臼町のレベルをもっともっと、全道レベルではなくて、全国レベルの中間ぐらいまで押し上げ、今の教育長のお言葉だとそういうふうに進んでいくのかなというふうに期待しております。

もう一つ、先ほど教育長がお答えになっていた羅臼町の幼小中高の一貫教育研究会を整えたというふうなことをお答えになっていましたけれども、その辺をもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 御答弁申し上げたように、本年度より羅臼町の幼小中高一貫教育研究会ということで、従前の羅臼町教育研究会と、それから羅臼町の中高一貫教育協議会というのをあわせまして、中高一貫教育の研究会という形にさせていただきました。これは、やはり教育の接続ということとか成長の連続ということを考えますと、幼稚園からそれぞれがつながりを持って一貫性のある教育をしていくことが必要だろうというようなことが強く文科省あたりでも言われております。特に羅臼町におきましては、春松地区と羅臼地区にそれぞれ、幼稚園、小学校、中学校が配置されているという教育環境、それと

あわせて中高一貫教育を実施しているというような教育環境がございます。これらを統一的に推進をしていくということと、もう一つ、やはり地域における教育課題というのがあるわけございまして、例えば生徒指導の問題にしても、学力の問題にしても、その地域における固有の課題というのがあるとすれば、その地域における課題を地域の幼小中一貫をした中でもって取り組んで、改善に向けていけるという大きな利点もございます。

それともう一つは、やはり先生方の組織として、今までは研究会という形で一つの友好団体的なものでありましたけれども、この改めた研究会につきましては、高校まで入っているというようなことでございますので、課題解決型の研究会というようなことを目指していただくようお願いしているところでございます。したがって、羅臼町の地区別に幼小中があるということと、中高一貫教育を実践しているということとあわせて、羅臼町の地域だからできる教育体制ということと、教育課題を解決するための新たな取り組みというようなことで効果を出してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） よくわかりました。幼小中高ずっと一貫すると、地域の問題としてはユネスコスクールに大きくかかわってくるのかなというふうに思いますし、それをもっともっと発展するのかなというふうなことが想像されます。

私は、これは後で質問させていただきます、中学校の校舎の改築にも多少関係するかなと、多少じゃないですね、関係するかなというふうに思います。それは、今現在、小学校と中学校は義務教育でございます。その中で、小中一貫教育が、都会というか東京のほうでは盛んに進められているのです。それは少子化ということもありますし、そのほうが教育的に9年の義務教育の中でどういうふうにアレンジしていくかということも、その地域によって大きく選択肢があるわけですから、先ほど言われた基礎学習をしっかりと、小学校と中学校の分かれ目のところで結構切れたりすると、そこら辺を基礎学習、また小学校で習ったことを習えないとかということがありますから、そこら辺の連続性をやっぱり考えたら、小中一貫教育もありではないかなと。それが東京のほうだと、施設一体型の小中一貫教育を行っているわけです。つまり、校舎も同時に選択肢に入ってくるのではないかなと。それはどういうふうにお考えかわかりませんが、選択肢として考えることもありではないかなと私は思っております。

いずれにしても、子供たちの学力アップに先生たちの頑張りは絶対に必要だと思います。それについて、もう一度、教育長にお伺いしたいのですけれども、そのあたりのことを先生にも、若い先生でいろいろファイトがあると思うので、その辺をしっかりとお伝え願えればなというふうに思っております。学力向上は、学校の勉強はもちろんのこと、家庭で勉強することも大切になってくるわけです。そのためには、父兄にも日ごろから子供に関心を持ってもらって、日常会話を通して勉強が生活習慣の一部になるようなことを心がけてやってもらうことが大切かなというふうに思っております。子供たちの学力が上られ

ば、必ず地域の力となって町に反映されると思いますので、それが町民の規範意識、愛国心、郷土愛につながって、みずからの町に誇りと自信を持つことができると確信しておりますので、教育長を初め教育関係の皆様にはぜひ頑張ってくださいというふうに思っております。

続きまして、二つ目の質問に移らせていただきますけれども、学校適正配置計画についてですが、中学校の改築について、校舎が相当老朽化して、老朽化が進んで、我々も文教委員会の関係で両方の校舎を見させていただきましたが、将来に向かって建てかえ計画があるから大きな修繕はできないということもあわせて、子供たちにちょっとかわいそうな思いをさせている、我慢をさせているということがあるわけですが、これは1日も早く町長にお願いなのでありますが、そうやって言ったって、いろいろ町のほうだつて財政が豊かではないとかそういうのがありますから、そういうことを前倒しにしても、環境を整えれば環境のよい学びやで学ばせなければならないというふうに私は思っております。

子供はどんどん少なくなつてまいるというふう話でした。10年後には33%減るので、20年後には半分になるという見込みでどんどん少子化が進んでおります。中高一貫教育を遂行していることによって、改築の場所を高校と併設という案も出ているというふうに聞いておりますが、この中高一貫教育の場合、そういうこともありかなというふうに思っておりますが、どのようにお考えか、どちらでも結構です。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 校舎につきましては、いろいろ教育委員会の中でも道教委の施設課のほうと協議をさせていただいたりしておりますけれども、議員御発言の高校との併設ということにつきましては、道のほうとの協議の中ではかなわないというような形で御回答をいただいているところでございますので、併設という形は極めて困難なかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 先ほど教育長、たしか40人で1クラスというのは結構先生方にも負担がかかるし、学ぶ環境としては余りよくないと。20人が当面行くのだつたら、1校よりも2校のほうの方が教育的にはいいのではないかという考えもあるかもしれません。2校で仮定した場合に、先ほども申しましたように、施設一体型の小中一貫教育も視野に入れて選択肢に入ってくるのではないかと思います、どのようにお考えか教育長と町長の御意見をお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 学校の設置に係りましては、町長の専権事項ということでございます。それぞれに一長一短があるというふうなところでございますので、これらについて軸足をどこに置いていくかというところで大きく変わってくるものというふうに思っております。

おります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 中学校の改築につきましては、今、高島議員おっしゃるとおり、私自身も1日でも早くという思いは全く同感でありますし、そういう方向で進めていかなければならないというふうに思っております。ただ、今、教育委員会のほうから、先ほど申し上げましたように、意見書としていただいたということではありますが、その中でいろいろと、1校であるとか2校であるとかというような、いろいろなそういう意見もあるわけではありますが、教育委員会としての一定の方向性も示されているということも、私なりに認識しておりますし、その中であって、1校にするのか2校にするのか、あるいはその場合に場所はどうなのか、あるいは規模はどうなのか、その場合に建て方がどうするのかという、今後いろいろあるわけありますので、そういう面で先ほど申し上げました財源的なことも含めながら、1校にした場合に幾らかかるのか、2校だったら幾らかかるのか、そんなことも含めながら、できるだけ早くという思いは全く同じでありますけれども、思いどおりにいかないのが、これまたいろいろな周囲の状況でありますので、その点もひとつお含みいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 決定はまだ先の話だということが理解されましたけれども、いずれにしてもこれから3年後ですか、その計画が立てられるのだと思うのですが、そこで重要なのは、去年から東日本大震災でああいう被害があったこともありまして、その学校が災害とか、つまり地震とか津波などの災害の拠点に使えるような施設にしたほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、その辺について、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 昨年の東日本大震災において、全国各地で公共施設、しかも学校の耐震も含めながらいろいろと検討をされているという中であって、国もそういう面での財政的な支援もいろいろと検討されているというふうにも聞いております。したがって、今後この中学校の校舎を建設するに当たっては、1校、2校の話もありますけれども、当然そういう耐震化も含めながら、あるいは方法としては多目的なというようなことの中で、地域の防災ということも意識しながら検討をしていく必要があろうかというふうに思っているところです。それができるかできないかは別にして、当然検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） なるべく計画がわかり次第、早く、例えば、先ほど教育委員会のほうからいろいろ答申いただいたということで、それがもし町民の方たちに早くお知らせできるような感じであればお知らせ願いたいなというふうに思います。私自身は、やっば

り1日も早く、今の老朽化した校舎で子供たちを学ばせるということはちょっと忍びないので、1日も早く環境が整いましたら、27年にあれしているとかというのではなくて、来年でも再来年でも早く改築計画を進めていきたいなというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最後の教育委員会からいただいた意見書の関係でありますけれども、私どものほうで今後検討をしていくわけでありまして、当然検討をした中で、議会にもそのことについて御報告申し上げ、議会に相談してまいりたいと。その後、どういう形でもって町民なりに周知していくのか、示していくのか、教育委員会の案そのものを示すべきなのか、あるいは町長としての判断をきちんとした上で示すべきなのか、これについては議会に相談してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 以上で、高島君の質問を終わります。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩します。1時10分、再開します。

午後 0時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開いたします。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番鹿又政義君。

鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 通告した件について、一般質問をいたします。

水道事業の今後について。

1点目、平成23年度の決算総括質疑でお答えは受けたのですが、数カ月もたっており、より詳しくお聞きをしたく一般質問いたします。

一つ目は、水道料金の今後の考え方をお聞きいたします。数年ごとに水道料金は見直しが行われていますが、今後、水道高料金対策交付税参入が見込めなく、料金改定に向け検討するということが、給水を受けている皆さんに金額等を含めてどんな影響が今後考えられるのかをお聞きをしたいと思います。

二つ目は、水道管（アスベスト）についてお聞きをします。石綿管はアスベスト管ということで、ずっとお聞きをしていきたいと思っています。水道管に利用されているセメント管アスベストは、当町全体で現在何キロメートルあるのですか。その地域に設置が多くされている地域はどこですか。また、水道管総延長でアスベスト管は何割あるのでしょうか。その管を全部取りかえるとしたら、現在の金額で幾らになると考えられるのでしょうか。また、水道の安全性についてもお聞きをしたいと思います。また、今後、アスベスト管を地上に掘り出した後のリスクは膨大な負担と考えられますが、見解をお聞きいたしま

す。

最後に、ほかの自治体では、計画的にアスベスト管をほかの管に更新していると聞きますが、当町も計画的な更新を行うことはできないのでしょうかということでお聞きをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 鹿又議員より、水道事業の今後について3点の御質問をいただきました。

1点目の水道料金の今後の考え方についての御質問であります。

水道料金の改定については、平成10年度からほぼ3年ごとに10%の増額改定を実施しており、現在の水道料金は平成20年度に改正したものであります。このような中で、国は地方自治体に対し、水道事業の経費については、本来、水道料金によって賄うという経営の原則がありますが、地域性や自然条件等により割高な施設整備を強いられるため、結果、高水準の料金改定をせざるを得ない状況から、住民の負担軽減と経営の安全化を図るため、一定の条件のもとに水道高料金対策交付税として、平成23年度は5,711万8,000円を受けているところであります。しかしながら、一定の条件を満たさなければ交付されないことから、平成27年度以降から困難な状況となる見込みであります。

この交付税が見込めない場合の水道料金の影響として試算したところ、約1,200万円の不足を生ずることとなります。この不足額を料金に求めた場合は、約5%の増額改定が必要となります。いずれにいたしましても、水道事業の安定化を図るため、料金改定や一般会計繰り出しも視野に入れ、今後、財政事情も踏まえて、可能な限り計画的に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の水道管（アスベスト）について及び3点目については関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

当町の布設している排水管、いわゆる本管の総延長は5万7,542メートルで、その中で、一部、鑄鉄管等を含む石綿セメント管は約8,969メートルとなり、総延長の約16%となっており、その約50%が市街地区に集中しております。仮に、この石綿セメント管等を全部更新するとしたら約5億円以上となります。石綿セメント管は、議員御承知のとおり、アスベストが多く混入されていますが、国の見解では、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから水質基準の設定は行わないとし、世界保健機構、いわゆるWHOが策定公表している飲料水水質ガイドラインにおいても、飲料水中のアスベストについては健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要はないと結論できるところであります。ただし、石綿セメント管の更新時に、地上に掘り出した際に破損しアスベストが飛散した場合は、作業している人の呼吸により肺の中に入ると組織に刺さり、15年ないし40年の潜伏期間を経て肺の病気を引き起こすおそれがあるため、作業を実施する際に労働安全衛生法による石綿障害予防規則に基き、防じんマスク、作業衣など万全な装備で作業を行わなければなりません。

いずれにいたしましても、石綿セメント管を含めた老朽管更新の実施については、可能な限り検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど言いましたけれども、一番住民にわかりやすいように、アスベスト管ということでお話をしていきたいなと考えておりますので、御了承の方よろしくお願いします。

また、町長にも質問をするわけですが、担当課のほうも企業会計ということもあまして、詳しいことが企業のほうで押さえていることもたくさんありますので、そのときには担当課のほうにもお話をさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

当町の水道料金、ほかの町と比べたら高いのではないかと住民の方々が言うことをよく聞きます。そんな中、今後の料金改定は住民皆さんにすると気になるころだと思うわけです。一般会計繰り出しも視野に入れたという、そういう言葉で、今、町長のほうからいただきましたけれども、なかなか一般の皆さんには視野にとか、そういう言葉回しというのはなかなかわかりづらいのかなと思うので、一般会計繰り出しも視野に入れて可能な限り計画的に対応していきたいということですが、もう少し具体的にお話をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の一般会計繰り出しの関係ですが、一般町民には視野に入れてという言葉わかりづらいようなことでもありますけれども、今、水道会計、町長として料金対策としての政治的な繰り出しはなかなかできる状況にはないということでもあります。そのほかに特別会計、介護保険であるとか、あるいは国保であるとかという繰り出しはやっている中で、特に国保の関係については保険税の軽減対策として政治的な繰り出しもしているということでもあります。ただ、企業会計における水道会計については、今のところ赤字状況にはなっていないということもありますけれども、ただ、これは、水道については全町民が受益しているというような観点からいけば、本来であれば一般会計から余裕があれば繰り出すべきであろうと料金対策として、これは、そういうことも踏まえながら今日に至っているわけでもありますけれども、なかなか一般会計が今までの状況の中では、そういう繰り出しができる状況ではなかったということでもあります。

したがって、今、議員から御指摘のアスベストの管の云々も含めながら、料金のことも含めながら、今後において財政状況も見きわめながら、一般会計への繰り出しが可能であればという意味合いで視野に入れてということで申し上げていることですので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 水道料金、使った人がメーターによってそれぞれ払うシステムになっているというのは存じております。ただ、この交付税がなくなったときに、5%の料

金が今のところでは試算の中で上がると、高くなるという、そういうことです。その中で、繰り出しも見据えた中ということではありがたいことだとは考えますけれども、料金改定するとき、この一般会計を見据えたものでないとしたら、よほど5%というお金の料金が上がるわけで、その部分では一般会計というのは繰り入れられるのかなというふうに理解しながら質問をしているのですけれども、なかなかそういうところには、今のところ町長の回答としてはいっていないのですけれども、これから一般会計を視野に入れながらやっていただけるということなので、その部分で皆さんの今の部分での料金と相当な金額で余り上がらないような進め方をさせていただければなと思っております。

その中で、計画的に対応するという項目も入っていたと思うのですけれども、どういうものでも計画を対応するとか、計画するとかというのは、言うのは簡単なのですけれども、やはりとっかかりはいつごろで、いつごろまでそういうことをきちんと計画されていくのかというところが一番重要なところかなと私は考えるので、その部分でもしお答えができればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、平成27年度以降、交付税高料金対策の国からの収入がなくなるということでもあります。したがって、ここが一つの大きな分岐点になるのだというふうに思っています。その中で、先ほど申し上げましたが、一般会計のその時点で可能なかどうかと。私は、やはりこの料金については非常に高いなという、ほかから見て高いなというような感じは当然持っておりまして、これ以上負担させるということは非常に忍びないという思いもひとつあるわけでもあります。

そういうことも踏まえながら、ただ、午前中の質問にもお答えしましたけれども、平成15年がたしかピークだったと思うのですが、借入れのピークであったと、返済のピークと。その後、少しずつ減っているわけでありましてけれども、急に減るわけではございません。今、元金が約1億円、それから利息が5,000万円と。1億5,000万円の償還をしているわけでありまして。したがって、これが最終的になくなるのは三十四、五年になると思えますけれども、そこまで待てるような状況ではありません。したがって、この27年が一つの分岐点の中で計画的にというのは、その段階である意味計画的な計画ということも含めながら考えていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 交付税がなくなる、そういう時期というのはまだ時期があるわけで、町長のこれからの今の考え方を聞いた中では期待をしたいなと思っております。決算審査の中で、このこともちょっと触れて聞いたわけですがけれども、前回の決算の回答から見れば、一歩ちょっと前に前向きに進んでもらったのかなという私の思いはありますので、これからどのように料金改定を進められるか、計画も進められるか、いろいろこれからだと考えるところです。そこでいくと、これからもその部分を注視して見ていきたいな

と考えております。よろしく申し上げます。

次ですけれども、二つ目、アスベストの発現性は吸引によるものと広く知らされておりますが、そのため工事作業を安全に実施するために、安全衛生法を初めいろいろと法律や規制も道も厳しく決められております。それは御承知のとおりです。現在、当町で埋設されている水道管の中に、アスベスト管は総延長の約16%となっているということです。全道平均では、平成21年度の統計だということですが、それでも1.2%となっています。石綿管とはアスベスト繊維とセメントを原料として管状にした材料で、安価な水道管材として、特に財政基盤の弱い地方都市などで大量に使用されたということです。耐用年数は短く、ほかの管材料と比べて老朽化したときの強度が著しく低いため、漏水の大きな原因となっているそうです。また、耐震対策の面や地下水への汚染リスクも考えられると聞いています。今現在使用されている当町のアスベスト管の耐用年数は何年で、埋設されている一番古いアスベスト管は何年のものか、ちょっとお聞きをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 現在、埋設されている石綿セメント管の古いのは、昭和35年であります。耐用年数は25年であります。

以上です。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 今のお話を聞くと、相当古い管が入っているということですね。実は、簡易水道だったのですけれども、羅臼町の一番古いところは羅臼町に4割だけ入っているとかあったのですけれども、海岸町のことしかちょっとわからないのですけれども、簡易水道のときに、このアスベスト管を自分自身で手で掘って町内会が入れるということで手伝いをしたということがあります。それで、こういう質問をするわけです。管の中は見えていないのですけれども、相当やわらかくて、ちょっと白目の管だったなど、そういうことを考えると古くて35年、耐用年数は25年ということです。もう10年ぐらいの耐用年数は過ぎていくと、もう少し早目な取りかえができなかったのかなという、そういう気はしています。

実は、アスベスト管は、先ほど言った漏水防止や耐震性から、早い時期から更新事業に対する補助金制度が設けられていたと聞きます。ある町では平成3年ごろ、厚生省より他の~~■~~に変えることが望ましいという通達を受けたと。そのとき更新を行っていて、今は相当少なくなったというふうに聞いています。当町でもそんな通達はあったのか、そしてあったとしたらどんな対応策を考えていたのか、どんなことを考えていたのか。もしくは、できなかった理由があれば、理由をちょっと教えてほしいと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） まず、この石綿セメント管も含めた補助事業ですけれども、これについては北海道のほうにも確認したのですが大枠で1本があります。名称は水

道水源開発等施設整備費補助事業というのがございます。その中で、ライフラインの機能強化等の事業の中の水道管路耐震化等推進事業の中の石綿セメント管更新事業というのがございます。これは、昭和63年に厚生省の通知でもってしたわけですが、時限立法がありまして、その都度、延長12年とかあるいは平成17年、最後につきましては平成23年度までの時限立法でありました。内容的には、補助率は4分の1、それから補助事業として1,000万円以上、それから補助要件としては給水人口は5万人以下、いろいろと条件的にはありますけれども、総延長に対する石綿セメント管の割合が1割以上等々がございました。

当町については、以前より漏水とか工事による破損等による布設がえ工事はもとより、地区別に何百万単位ということで少しずつありますけれども、老朽管の更新工事は実施しておりましたが、平成14年度から、先ほども答弁のほうがありましたけれども、浄水場の元利償還が始まって、年間1億5,000万円からピーク時には約2億円と多額な支出が会計を圧迫しているというところから、この制度では補助率が4分の1ということで低いということもあり、また、その対象事業費が1,000万円ということで結構高いということも踏まえて、なかなか活用が困難な状況であったということで御理解願います。

以上です。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 説明をいただきました。

実は、先ほど同僚議員の質問の中で答えを町長がしていましたけれども、漏水の関係では50%、上水道の上の施設は平成7年というふうに答えられていたと思うのですが、この補助制度、平成三、四年だと思うわけです。そうしたら、上水道をつくった段階でのそういう老朽管、またそういうところでは一緒にやれるということはないのですか。まず、そこをちょっとお答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） あくまでも過去に、若干ですけれどもそういう形でもって工事は行っておりました。ただ、補助事業という形では使ってはいませんでした。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 決算のときもお答えした中で、実は管の老朽化のやつはかえると。ただ、アスベスト管とかそういう管をかえるのではなくて、例えばそれが水漏れしたその部分だけを取りかえるという、その方針の仕方をしていたのではないかなというふうに思うのですけれども、それでは今全道で1.2%の平均が羅臼町では16%と、こういう数字になるわけです。その部分が一つ更新の対策不足でないかなという気はするのですけれども、その部分ではいかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） その当時は、先ほど課長も申し上げていたと思いますけれども、いろいろな財政的な事情も含めながら政治的に判断したことであろうというふうに

思っています。それが直接、飲料をすることによっての人体の影響等々があるとするならば、当然それはその段階で財政的なことは言っている状況ではない中でやらざるを得なかったと思いますけれども、そういうことでもなかったという中で今日に至っているということでもあります。したがって、先ほども答弁申し上げましたけれども、可能な限り今後において水道事業の中で、今お話があったアスベストの関係、あるいは漏水の関係、関連もいたしますので、今後十分運営をいま一度、この水道事業のあり方、今後のことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 町長の考え方はわかりました。ただ、今の段階での更新事業に使える、現在、補助制度なり補助交付金なり、いろいろそういう面ではあるかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋力也君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、水道関係については、この水道水源開発等の施設整備費補助1本でございまして、しかも時限立法で、既にもう23年で度終わっているということでございますので、現在はございません。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） 水道事業のことにに関してしか今ちょっと聞けないので、いずれにしてもアスベスト管の埋設量は、北海道の平均よりは当町は相当多いと。漏水防止とか耐震性、そして耐用性、今聞きましたら耐用性で言うと25年ということですが、古いものでは35年ということ。そして、老朽化したアスベスト管は非常にもろく、ひどいときには指でめくってもボロボロとはがれるような状態になるということも文章には書いてあります。それを考えたら、今これからいろいろと町長は考えてくれているようですが、優先的にそういう部分では更新していただきたいと思うので、その部分、ちょっと考え方を町長にお願いしたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 水道を供給するに当たって、当然安全な水を安心してということでもあります。したがって、そういう安全なことを第一主眼にしながら、そういうことについて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 鹿又君。

○7番（鹿又政義君） これからの期待度も含めて、アスベスト管、地上に上げると相当法律的なものとか規定的なものがたくさんかかわってくる。そうするば、今、アスベスト管を使用できないような規定になっていると思うのです、輸入も含めて。そうすると、そういうふうに地上に上げたときの処理業者の方々、これからはどんどんいなくなってしまうのではないかなという私は推測をしているのです。そうすると、処理費用等、今、試算で約5億円ぐらいという話を聞きましたけれども、もっともっと遠くに持っていかなければ

ばならない。処理をするためのリスクもいっぱいあった場合には、業者の人たちにそれ相当の金額を払わなければならないということもこれから考えられることだと思うわけです。

そういうことを考えると、老朽管ですけれども、アスベスト管を優先的に更新をしていただきたいなど、先ほど答えていただきましたので、これで最後にしたいとは思いますが、終わりますけれども、この水道関係はライフライン、住民の1年、2年、もう一生かかってこの水を利用するということです。そのことを考えていくと、やっぱり安全・安心を含めてよく考えて、そして実行計画をしていただきたいと思います。

最後に、担当の方には、町長も含めてですけれども、今後、町民の皆さんのための安全、そして安全供給、水道事業よろしく願いをして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、鹿又君の一般質問を終わります。

次に、1番稔君に許します。

湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきたいと思いません。

まず1点目は、羅臼町の節電計画についてですが、質問状を提出したところ、節電計画については、さきに町長の行政報告の中でお答えいただいた部分もごございますけれども、改めて質問をさせていただきたいと思います。

ここ数年にわたって、節約やエコなどと呼ばれておりますけれども、東日本大震災後は福島原発事故や大飯原発の再稼働問題、このような問題などで日本中で節電の必要性が大きく指摘されております。国も努力目標を設定しておりますし、北海道でも昨年度比7%減の目標を発表しています。北海道地域電力需給連絡会を設置し、節電対応を行うということも聞いております。

そこで、次の点についてお答えいただきたいと思います。

まずは、一つ目として、羅臼町に国や道より節電の要請はあるのでしょうか。また、羅臼町として節電目標や節電計画はありますか。

次に、仮に公共施設など、特に役場庁舎内の電球をLED電球などの節電効果の高い器具に交換するなどの節電に取り組んだ場合の費用対効果はどのぐらいになるのでしょうか。また、日本中で新たなクリーンエネルギーについて協議されたり研究されたりしておりますが、羅臼町として考えられる発電方法というのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

次に、道の駅周辺の活性化、通称魚の城下町通りについてですが、これについては以前にも質問をさせていただきましたが、町長が3期目の最初の執行方針で述べられた旧国道の魚の城下町通りの活性化について、改めて質問をさせていただきたいと思えます。

前回の質問に対してのお答えでは、にぎわいのある通りの形成を目指すということでは

たが、その後の進捗状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。前回は、今後の調査や住民の意見を聞いていくといったお答えで、実際にあの通りがどのように利用され活性化するのか、なかなか想像がつかないものでありました。もっと具体的に、あの通りがどのように変化をし、どのようなことをしていくことで周辺の活性化ができるとお考えか、イメージのできるような将来構造を聞かせていただきたいと思います。

以上、この2点について質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 湊屋議員から2件の御質問をいただきました。

1点目の羅臼町の節電計画について、3点の御質問であります。1点目の羅臼町に対する節電要請はあるのか。また、羅臼町としての節電目標や節電計画についてであります。先刻行政報告いたしました、電力供給の見通しは全国的に厳しい状況で、北海道電力管内でも電力不足が懸念されると言われており、国及び北海道から節電要請が来ており、さらには、北海道電力株式会社からは5月22日に中標津支店長が来庁され、直接私が要請を受けております。全国共通の要請として、7月2日から9月28日の平日9時から20時までにおいては数値目標を伴わない節電要請があり、さらに北海道電力管内においては、特に需要供給が厳しい7月23日から9月7日の平日9時から20時と、9月10日から9月14日までの平日17時から20時まで、一昨年、2010年実績の7%以上の節電要請が来ております。

町といたしましては、役場庁舎内のエレベーターの停止や町の公共施設の事務室や廊下、トイレなどの照明の節電につきましては、行財政改革の一環として既に取り組んでおり、これらの節電につきましては今後も引き続き実施してまいります。このほかにもパソコンなどのOA機器の待機電力削減や自動ドアの一部停止など、今夏の節電に向けた集中対策としての計画を作成し、実施する予定であります。

また、町内の事業所や家庭におかれましても節電に協力いただきますよう、広報等を通じて周知してまいりたいと考えております。

2点目の公共施設など、役場庁舎内の電球をLEDに交換した場合の費用対効果についてであります。庁舎内では直管形蛍光管や電球等を使用しておりますが、現在、庁舎内の事務室や会議室で主に使用している40形の直管形蛍光管約450本をLEDランプに交換した場合の費用対効果を試算いたしますと、蛍光管1本当たりの消費電力が約2分の1軽減、年間電灯時間を3,000時間とした場合、年間約27万円の減額となります。一方、LEDランプの交換と器具等の取りかえ工事等を含めると、初期設備費で約2,000万円の費用が見込まれ、効果があらわれるまでに約74年を要することとなります。今後の電力対策やCO₂削減などの環境問題を踏まえながら、LEDの取りかえを検討してまいりたいと考えております。

3点目の羅臼町として考えられる発電方法につきましては、平成23年第4回定例会において坂本議員より同様の質問があり、答弁させていただいておりますが、前回の答弁と

重複いたしますが御理解を賜りたいと存じます。

羅臼町で考えられる発電方法につきましては、太陽光・風力・波力・海洋温度差・地熱等があると思います。現時点では、地熱による温泉供給が利用実態としてありますが、発電したエネルギーを活用していくには十分な調査を行い、将来展望も含めて課題や問題点、ランニングコストなどを検討する必要があると認識しております。

2件目の道の駅周辺活性化についての進捗状況と将来構造についての御質問であります。3月定例会におきましても同様の御質問をいただき、答弁させていただいておりますので、重複いたしますが御理解を賜りたいと存じます。

前回の答弁では、地域の住民の意識調査や事業者などのヒヤリングを実施しながら当該地区の現状分析を行い、計画全体の絞り込みを行っていきたいと答弁申し上げたところでございますが、現在まで調査並びに聞き取り調査は終了し、計画全体の構想と今後のスケジュールをまとめ、一部関係団体への事業説明を進めているところであります。

本事業の基本的な推進の考え方は、行政が主導的に進めるということよりも、地元の事業者や住民が本町地区の活性化をイメージしながら、みずから主体的に通りの形成を計画し進めていくことが重要と考えておりますので、今後はスケジュールに基づき関係者との話し合いを重視し、条件整備を進めていきたいと考えております。

通りをイメージする基本的な構想につきましては、さきにも述べましたとおり、地元関係者の意見を大事にして計画をつくり上げていきたいと考えておりますが、議論のたたき台としての構想としては、地域の資源や特産品を生かすことを基本とし、ソフト面とハード面の取り組みが考えられます。

ソフト面の取り組みといたしましては、通り周辺でのごっこ市や朝市などの各種イベント事業の開催、漁具を使ったオリジナル商品、土産品の開発などがあります。また、ハード面では、通り全体の統一看板の設置や足湯周辺の休憩できるポケットパークの設置、さらに進んだ取り組みとしては、空き店舗を活用した海産物販売店、地場の魚介を使った食堂の展開、知床の写真を中心としたフォトギャラリーの設置、知床のガイドを担うインフォメーションセンターの設置などさまざまなことが考えられます。いずれにいたしましても、通りの活性化は当該地区の方々の主体的な取り組みによることが重要でありますので、夢のある取り組みになるよう話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） お答えをいただきました。

まずは、節電のほうですけれども、町長のお答えでは既に過去から節電に対しての活動はしているのだということをお答えいただのですけれども、実際に7%という数値が示されております。北海道で7%減、当然羅臼町としてもある程度の数値目標を決めて、これに向かって全町に含めて、当然役場だけではなくて町民を含めて節電努力をしようという

ようなことになろうかと思うのですけれども、その場合、この数字というのは努力目標でも何でもいいのですけれども、決めるということはないのでしょうか。その辺、1点を聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 国、道あるいは北電から要請されているのは、全道的な中での7%と、北海道電力管内というか北海道電力のエリアの中で7%以上という要請であります。したがって、7%を現実的にノルマとしてこれを達成しなきゃならないということでは決してありません。それが結果として10%になっても結構でしょうし、あるいは状況によっては6%でとどまるかもしれません。これは、逆の面を考えると、節電をするしなにかかわらず、かかわらずというのも節電することによって当然使用料金が安くなるわけですから、それはそれとして、そういう一方では経費の軽減にもつながるということでもありますので、この7%以上ということになりますと、私どもの庁舎の中では当然職員として7%という数字がどういう数字か、目標としては、例えば10分の1、10%ぐらいを想定しながらやっていくということによって7%という目標がある程度達せられるのかなと思っていますけれども、それは照明であるとか、あるいはOA機器であるとか、そういう部分についてはある程度そういうこともできますけれども、それ以外の部分については、特に家庭なんかにおいて、あるいは水産加工場等々において、この7%というのは非常にある意味ではきつい数字かなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもそういうことの中で、決して7%が、どこまでやったら7%なのかということがなかなか示せる状況ではないということの中で、それぞれが7%ということ意識しながら節電に努めていただきたいと思っていますところでもあります。漠然とした答えで恐縮ですけれども、そういう考えで今いるところでもあります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 今のお答えでは、節電の努力はするけれども、これまではやりましょうというような目標は決めていないということでもいいんだとは思っているのですけれども、努力はしますということなのですから、今、町長のお話で言うと、7%というのは、例えば企業にとって、家庭にとって非常に厳しいものではないかというようなお話もされました。実は、7%、これは一般的に言われていることではなくて、例えば経産省が言っているのは、使っていないところの電気を消すだけで7%なのですよ。ということは、そう難しいことではないのではないのか。やはりそれを町民に対してちゃんと伝えていく。どうこうすればこうなるのですよ、例えば冷蔵庫の開け閉めをこうすればとテレビで最近よくやっていますから、皆さん目に触れているとは思いますが、羅臼町として羅臼町の町民の皆さんへ節電の協力なり、節電することによって自分たちの家計も助かるということであれば、そういった基準みたいなものを示してやればいいのではないかなというふうに思います。

今回の質問をするに当たって、ちょっと調べたら、やっぱり経産省でこういうのをちゃ

んと出しているのです。下記の節電メニュー御家庭の皆様へというのがちゃんと出ていて、この中にちゃんとチェックシートみたいなのが入って、そして照明の一部を消す、使用していない部屋の照明を消す、これで節電効果7%とちゃんと出ています。これは経産省が出したやつです。だからこういったことも、実はこういったところから抜粋して羅臼町に合ったものを町民の皆さんに広報等でお知らせをするのですとか、そういうことをまだ町長が言われた、そのさっきの時期もこういう暦になって出ているのです。ですから、そういったものも含めて、まだ全然間に合うのではないかなと思うので、ぜひ羅臼町の皆さんにもそういったことで、節電ということで、みんなで節電をしましょうというようなことも含めて広報などで周知していただければいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのことにつきましては、先ほど、今後、町民に広報等で周知してまいりたいというふうに申し上げました。その中であって、今、議員御指摘の部分についてはわかりやすく、ここまでやれば7%がある程度達成できるのだなということがわかるように、広報の内容に工夫してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 例えば、今回の節電ということの原因の一つには、やはり大震災があったと思いますし、原発この問題も大きくかかわってきているし北海道にも泊の原発というものがありますし、そういったものが今動いていないという状況の中で、夏場をどう乗り切るかというようなことで、各自治体含めて全国でこの問題については取り組んでいくのだと思います。

羅臼町も、例えば日ごろから節電をしているから、うちではということではなくて、昨年度比7%ですから、さらに節電をしていくことによって、北海道全体の中で計画停電などというようなことが起こらないような、そういったことでこのまちも努力するのだというような方向性をぜひ町民の皆さんに示していただきたい。このことによって、町民の皆さんに無理を強いることではないと思っています。当然、電気料金が安くなれば町民の皆さんもいい、無駄な部分を省きましょうということであろうかと思しますので、そういったことでこの節電ということには、まずは羅臼庁舎内、それから公共施設、こういったものから見本を見せるということで取り組んでいただきたいというふうに思っています。

例えば、先ほど昼休みになっても、ここはこうこうと電気がついていました。そういったこともやはり気をつけていくというような取り組み、これは皆さんの意識だと思いますので、そういったことも含めて、今後、意識改革も含めてやっていっていただきたいというふうに思っております。

それから、パソコン等の待機電力、これはテレビだったりパソコンだったりいろいろな電化製品、待機電力の問題というのは騒がれています。なかなか使う頻度によって、パソコンの電源を一々落としていくというのが難しい状況であったりするかもしれないのですけ

れども、何か事によってはそれを軽減させるような方式の機器なんかも非常に最近では出ているみたいで、この節電の話が出てから民間の事業所にそういった節電型とか電気の関係の人を無料で派遣しますよみたいなことも国のほうでは一部行っているように聞いております。それから、いろいろな施策、補助等も含めて、民間ですよ、行政がやった場合は別なのですが、民間などでもこういった、例えばそういうLEDに交換するのがそれに当たるかどうかはわからないけれども、節電効果の高い例えば計画をつくって、それに対する費用に対しての補助ですとかというものもたくさん出てきているように聞いておりますので、そういったこともぜひ調べていただいて、羅臼町の民間業者などに合うものがあれば、そういった情報をぜひ羅臼の事業所なりに提供をしていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひこれはそれぞれの担当があると思いますので、お調べいただいて取り組んでいただきたいと。これは多分やってくれると思いますのでお答えはお聞きしませんけれども、そういうふうに思っております。

それから、先ほど行政報告の中では、今、僕の質問ではお答えいただいているので、よくその辺は理解させているのだと思うのですが、クールビズというのは節電にはつながりづらいのだと思うのです、羅臼町においては。どちらかというとウォームビズという、これから夏を乗り切るよりも、多分、羅臼町にとっては冬をどう乗り切るかという、これは北海道全体にとってもそうなのではないかなというふうに思います。ですから、この夏を乗り切りましょうという今の全国的なムードの中で、こういった節電という話が出ていますけれども、こと北海道においては、冬をどうやって乗り切っていくのだというようにことが多分重要になってくるかなというふうに思っています。ですから、寒くなる時期までの間に、ぜひ冬を乗り切るための節電、このウォームビズも含めてその辺の計画等もできれば早目に立てて、町民の方々に周知をして、何とか余り電気を使わないように冬を乗り切りましょうというようなことも含めて、これは多分電気だけじゃないと思うのです。いろいろな化石燃料の問題、灯油の問題とか、価格が上がったとかいろいろなものが出てきますけれども、何とか経費をかけないで冬を乗り切ろうというような計画も含めて、町民の方々にいろいろな形で効率的な節約というものも伝えていってもらえればというふうに思っています。

それで、LEDを450本取りかえた場合には2分の1、これは電気料金ですかね、2分の1になって27万円、年間。工事費が2,000万円と、これに74年でないとペイしないのだというお話です。その数字を聞くと、これは取りかえたほうがいいのか悪いのかという話になりますけれども、ただ、消費電力ということを考えていけば、当然、観光まちで、そういった世界遺産ということも考えれば、いろいろな意味で環境に配慮をしなければいけない、当然たくさんの電気を使ったり、たくさんのそういった原料、いろいろなものを使わないで、なるべく環境に配慮した形というふうになると、やっぱりできるところから少しずつでもそういった形に変えていかなければいけないのかなというふうに思いますので、一概にこの数字が本当にこうなのかなというところはあるのですが、

74年間でないとペイしないということであれば非常に難しいのかもしれないけれども、でも、では切れたときに、次に変えるときにはこうしていこうと少しずつでもその辺の節電をお願いしたいというふうに思っておりますので、その辺で考えていけばできないことではないと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど74年というのは費用対効果も含め、そういう試算をしました。今おっしゃられるように国によって電力の消費量が少なくなる。あるいは、器具そのものが長持ちするというようなことも含めながら、さらに先ほど3点申し上げました電力対策、今言った、それからCO₂の問題、そういうことの環境も含めて考えると、ただその金額だけの問題ではなくて、将来、当然今言われたように、世界遺産のまちとしてのエコということも含めながら考えますと、これは一遍にできないまでも必要性のあるところ、あるいはできるところからというふうの実施してまいりたいというふうには思っております。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） できるところからでもいいので、ぜひ実施していただきたいというふうに思っております。

あと、考えられるクリーンエネルギー、これは非常に大きな設備投資も必要ですから、やれるかやれないかということよりも、やはり羅臼町でまず今考えなければいけないのは、羅臼町でできる可能性としてこんなものがあって、その中で実際にやっていたとした、もし何かの代替エネルギーが必要なときにこういったものに転換していくのだということ、やはり日ごろから考えていかなきゃいけない。太陽光の場合はこうだと、風力の場合はこうだというようなシミュレーションも自分たちの中に持っていなければいけないのではないだろうかというふうに思いますので、この辺、今、町長がおっしゃられた四つですか、五つですか、そのクリーンエネルギー、またほかにもこれからいろいろな形で開発されていくこともあろうか、研究されていくこともあろうかと思えますけれども、この中で考えられるものを、図面上ではあるのかもしれないけれども、どんどん掘り下げていって、可能性としてどうなのだというようなことが考えられるところまではぜひ考えていってほしいと思っはいるのですけれども、先ほどそういうようなお答えだったと考えるられるものを考えていきましょうということだったので、その辺ぐらいまではできないでしょうかね。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 昨年の東日本大震災以来、今の原子力発電の問題も含めながら、代替エネルギーという中でいろいろなこういう資源が検討されたり、あるいは実際に取り組まれているという状況であります。したがって、羅臼町において、数年前に温泉の温度と、それから川水との温度差発電ということを実際に試みました、試験的に。確かに電気というか、そこでもってそういうエネルギーは確保できるのですけれども、場所の間

題、それからコストの問題、イニシャルコストの問題、あるいは土地自体をかなり大規模に使用しなければならないというような、そういう設備的な問題等々があって、それ以降、現実的には町として検討した、実施すべく検討はしておりません。

ただ、今、全国的にいろいろ国も力を入れておりますけれども、これは自治体だけではなかなかできる状況ではないということも含めながら、企業がいろいろなことにアプローチしていたり、あるいは実際に事業展開もするということにもなっていますので、羅臼町において何が一番実現するとすればいいのかということも含めながら、町としてもその可能性も含めて検討はしてみたいなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げました、太陽光であるとか、風力であるとか、波力であるとかということについては、消去法からいけば、私は温度差発電が一番羅臼にとっては可能性としては有効なのかなというふうには思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 温度差発電についてですけれども、ちょっとした事例として、これは自治体で大きくやるとか、どこかの企業が来て大きくやるという話ではないですけれども、数年前に熱海だったか、黒川温泉だったか、そこで企業が少しでも電力を自分のところにつくっていききたいということで、自分の縁側の電球ぐらいは自分たちでつくろうとって、小さな機器で取り組んだ事例もあるのです。それが、その縁側周辺の電気をそれで賄えるようになった。池と、それから温泉水の温度差でやったという、これは民間の取り組みですけれども、そういったところも何から何まで全部行政でやらなければいけないというわけではなくて、やらなきゃいけないところあると思いますよ、ただ、個々の努力で、町民の努力で少しでもやっていこうという動きをバックアップする、後押しする。これはお金だけではなくて、情報ですとかいろいろなこともありますので、そういったところでどこかで取り組みができてくれば、これは学校教育などでもおもしろいだろうな、小さな装置か何か使って、羅臼温泉と羅臼川の水で温度差発電できるのですよみたいなことが本当に認識としてわかってくれば、やっぱり意識の改革だとか、違う部分で効果があるのではないかなと。それは学校のいろいろ授業の問題もあるでしょうけれども、そういった意味で言うと羅臼でできる発電というところに、やはりこういった意識改革も含めて、それから行政がやらなきゃいけないことも含めて、今後、それに対してしっかりした自分たちの知識を持ちながら、本当にできるかどうかという判断を今後しなきゃいけない時期がもしかすると来るかもしれないというふうに思っておりますので、その辺については準備をお願いしたいというふうに思っております。

それで、次に、確かに前回もお伺いはいたしましたけれども、道の駅周辺の活性化、これについてただいま町長から、前よりは具体的なお答えをいただきました。あの通り、意識調査をされたと、住民にアンケート調査をされたということですが、どんなような内容で調査をされたのでしょうか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 一つは、近辺の事業者に対して聞き取り調査をいたしました。項目についてはいろいろございまして、今の事業者の状況であるとか、それから土地、建物の状況、それから持ち主の状況だとか、今、その通りの状況をどう考えているか。あるいは、ある程度の計画をお示ししました。その計画についてどう思われるかというような具体的な聞き取りをしております。

そのほか、本町地区の方々にとっては、これは傾向調査でございますので、そんな難しい調査ではなくて、こんな計画があるとどう思うかとか、そういったことの計画アンケート調査を実施しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） それで、これは今はまだ計画の途中ですからどうなのかかわからないですけども、今後、計画を進めるに当たって、その聞き取り調査の結果、やはり住民の理解という形、その辺に住んでいる人たち、それからそういった今回調査の対象になった人たちは、そういった活性化をしていくことについて前向きにとらえているのかいないのか、その辺の結果というのは出ているのですか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 聞き取り調査をある程度の方角は出ております。件数といいますか、もちろん事業者そのものは、もう後継者がいなくて、やりたいのだけどというような意向があります。あるいは、後継者がいて、まだまだこれから活性化したいというような方々も数件います。全体的な印象としては、おおむねできればやりたいと、参加できる条件であれば私も参加したいと。参加というのは、いわゆる母体となって、中心となって、先ほど町長も答弁しましたが、主体的に取り組める体制ができたから私も参加したいというようなことでございます。

アンケート調査につきましては、回収率は非常に低い状況でありました。直接的に関係しないということも背景にはあると思いますが、余り悲観的な意見はございませんでした。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 今、事務局とか企画のほうで押さえている感じでは、そんな悲観的なことではなくて前向きに考えている方もいらっしゃるというような感じなのだろうというふうに思っております。前回、なかなかこうお聞きできなかった、あの通りでどんなことを考えていらっしゃるのかなというところでいうと、特産品なんかもそこにあって、ごっこ市や朝市なんかもああいったところでできればいいなど、そういうふうに聞くと大体何となくイメージができてくるのですね。例えば、看板の設置ということですから、多分あの通りの景観も考えて統一した看板であったり、例えばその通りのイメージというも

のを描いてらっしゃるのだなというふうに思います。ですから、そういったイメージというものが、例えば興味を持たれている方、多分あの地域に住んでいらっしゃらない方だって、もしかしてあの周辺で自分がとった魚を売ってみたいとかいう方もいらっしゃるかもしれない。そういった意味では、できればそういったイメージが沸くようなものを出せるときになったら、なるべく早目に出していただければ、そういったことに興味を持たれる方も多いのではないかなというふうに思います。

確かに空き店舗、あそこは目立つと思います。空き店舗は目立ちますから、今現在そこに住んでいる方がそれができない、先ほど言われたように後継者がいない、だからおれの代でつぶれるからいいのだというようなことなのかもしれないですけども、例えば空き店舗あるところを利用して、ほかの地域からそこで商売をやってみたいという人が出てくれば、これはいいことなのだとは思いますが、そのためにあの通りのイメージという、どういうふうになるのかなというのは、やっぱりお示しいただければなというふうに思っています。

この件の話を、こうやって何回もするというのは、きょうもそうですし、今までもそうなんですけれども、例えば水道料が高い、保険税が高いとかという、確かに僕もそう思います。言っているのだけれども、唯一、何となく最近では前向きな夢のある経済に結びつく話なのかなというところですので、これはやる、やらないという判断よりも、こういったお話をやはり町民全体の中で、羅臼町の将来像みたいなことも含めて、こういった夢を見るというわけじゃないのですけれども、こういった前向きな話をあそこで何かやったらみんなで何かできるのではないかと、ごっこ市やったらこれだけお客さん来てくれるのではないかとというような、ちょっと普通に考えると甘い考えなのかもしれないし、子供みたいなそんな夢みたいな話をしてと言われるのかもしれないけれども、でも、そういった話がないと、なかなか日々こう、こっちもあっちも仕事は忙しいわ、税金は取りに来られるわ、家賃は払わなきゃいけないわ、いろいろなことが出てくるとなかなか人間暗くなってしまうので、ぜひ僕の中では町長がお話しした中で、こういった新しい取り組みということで、このことをやることがまだ描かれていない、頭の中でどういうふうな形なのかわからない、これがいいか悪いかもわからないけれども、こういった話をするということについて、やはり非常にいいことだなというふうに思うし、町民にとっても興味を持っていただければ少しは明るい話、将来こうなっていけばいいなという思いを描けるような形にしていただきたいということで何回も質問させてもらっています。なので、その辺のことを町長、よろしくお願ひしたいと思いますのでお答え願ひしますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましては、あその地区がまず他の地域の商店街と違って住宅がそこにあると。そこにそれぞれの暮らしがあるという中であって、今現実にはそういう空き店舗もあるということでありまして。したがって、皆さん今までそう思っていたのでしようけれども、なかなか、では具体的にどうなったということが、アイ

デアなりが浮かんでこなかったということもありますけれども、私はあそこの道の駅にあればだけの人が観光客も含めて一つのキーポイントというか、そういう位置づけされているという中で、何とかあそこから本町の中に動線としてそういうお客さんが入ってこれるような形にできないものかなど。先般の中では、にぎわいのあるというような言い方をしましたけれども、それはとりもなおさずそういう人たちがというよりも、そのためには、やはりそういう空き店舗も利用しながら、行政のほうとしては一定の方向性は示しますけれども、行政が主体的になってやれば、結局は今までのほかであるような、決して成功例につながっていないというようなことも踏まえたときに、やはりみずからがそういうことの中でやっていきたいという思いを行政としてはいろいろとサポートもしていきたいと思えますし、いろいろな面で側面から協力もしなきゃならないというふうに思っているところでもありますし、本町のみで終わらせるのではなくて、その本町に入ったお客さんをさらに、橋を渡りますけれども富士見町へという、そういう動線も含めながらやっていく必要があるだろうというふうに思っております。そういうことが展開していくとするならば、あるいはあそこの道路は道道でありますから、あの形の道路のままではなくて、もっとそういう魚のまち城下町通りみたいというような仮称をつけておりますけれども、そういう通りにふさわしいような道路にしてもらえないかという北海道に対するそういう提案も必要であろうかというふうに思っているところであります。

いずれにしても、住宅が混在している中でのそういう取り組みは、それはそれなりにまた特徴があるのだというふうに思っていますので、それを生かしながら住民の皆さんに同じ思いを抱いていただきながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 全くそのとおりだと思います。あそこができることでほかの地域につながる動線も確保しながら、羅臼町の市街地区全体で盛り上がっていきけるような構想を立てていただければなというふうに思っています。それができるまで動けないものもあると思うのですが、実は、例えばさっき言ったごっこ市や朝市って、多分やろうと思っただけでそれに賛同してくれる人がいて、場所を何とか羅臼町のほうで確保する、例えばあの通りがあって、7月、8月なのか、一番お客さん来る何日間でもいいですよ、1週間でもいい、試しにやってみる。それに協力してくれる人がいればやるのだと。そのかわり、その時間帯、あそこの通りを確保するのだということができれば、すぐできるものもあるのかなというふうに思います。全部計画書ができて、全部設計図ができてからではないとやりませんということではなくて、もうできることはどんどんやりながら、そういった住民参加を求めながらやっていくということも一つの方法かなというふうに思うし、逆に僕はそのほうがいいのではないかなというふうに思っていますので、できるところはどんどんやっていってもらいたいのですけれども、いかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） その部分については全くそのとおりであります。私もそういうふうを考えております。したがって、1件でも何かができることによって、ああ、それができるのであれば私たちもやってみたいという、そういうところにつながっていくのだというふうに思っていますので、決して全体像が、あるいは空き店舗がこういう形でもって全部利用できるところまで何もしないのだけではなくて、できるところから、やっていただけるところから少しずつ進めていきたいと。そのために町としてもいろいろな面で、先ほど言ったようにアドバイスもしていきたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） ぜひお願いしたいなというふうに思います。あそこの通りは、僕ら子供の時代、それからもっと前の時代から、例えばあの通りというのは非常に重要な通りだったのです、羅臼町にとっては。商店もたくさんありましたし、それからあそこには水が出ていて、昔から出ていましたよね、今でも出ていると思いますけれども。それから、あの通りの中でいうと、お寺に非常に立派な木があつて、しだれ柳ですとか桜もきれいなところですので、そういったあそこを散策するという意味でも非常に羅臼町を感じられるようなそういった場所もあろうかと思っておりますので、本当にできることはどんどんやっていってもらいたいし、そういうことでやっぱり少しずつでも羅臼町の中で何かをやっていこうという思いのある人たち、最近結構ふえてきていると思います。女性部の方々も一生懸命やられている活動もたくさん目立ってきています。それから若い人たちも、自分たちで集まって何かやろうみたいな行動を起こすということも出てきていますし、そういった方々もいらっしゃるので、ぜひああいうところで自分も参画して、今度は商売も含めてそこでやることによって、自分も少しでも商売として稼いでいけるのではないかというような思いも含めて植えていってもらえるような方向性を出してもらいたいなというふうに思っています。

難しい行財政の中で、いろいろな問題がありますけれども、根本にあるのはやっぱり財政が、今、逼迫してこうだとか、羅臼町元気ないというのはやっぱり産業の問題だと、羅臼町の産業が元気になることによって、またこういった取り組みの中でみんなが明るく生活できることによって、いろいろなアイデアも出てくるだろうし、頑張っていくというそういう意識の問題、先ほど言ったように具体的などうのこうのというよりも意識の話になってしまうと、どうしても見えない部分が出てきて、何だそんな話ばかりしてと思われられるかもしれないのだけれども、やっぱり明るく元気に過ごせるようなまちになっていかないと、なかなか緩くない、苦しいというようなことばかりだと前に進んでいかないというふうに思っていますので、こういった話についてはできるところからどんどん進めていってもらいたいというふうに思っておりますので、その辺をお願いして私の質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩します。2時45分再開します。

午後 2時24分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第5号、また、この後、上程を予定されております報告第6号、第7号並びに議案29号から37号の9件、以上につきまして、それぞれ副町長以下担当職員に説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（松田伸哉君） 議案1ページをお願いいたします。

報告第5号繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

前年度で設定いたしました繰越明許費の金額や、その財源内訳を一覧表にした繰越明許費計算書を平成24年5月31日付で作成いたしましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の内容につきましては、5款農林水産業費3項水産業費、事業名は根室管内漁場監視レーダー施設更新事業で、繰越額374万6,000円であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号繰越明許費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第5号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第6号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 3ページをお願いいたします。

報告第6号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

平成24年5月31日付で作成しましたので、報告するものでございます。

1款総務費1項総務管理費、医師住宅新築事業でございます。金額7,145万2,000円のうち、5,662万5,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源内訳につきましては5,657万5,000円が未収入特定財源、5万円は一般財源となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号繰越明許費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第6号繰越明許費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第7号 継続費繰越計算書について

○議長（村山修一君） 日程第8 報告第7号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 5ページをお願いいたします。

報告第7号継続費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計継続費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計継続費繰越計算書でございます。平成24年5月31日付で作成いたしましたので、報告するものでございます。

1款総務費1項総務管理費診療所改築事業でございます。継続費の総額は9億9,886万5,000円、平成23年度継続費予算現額のうち予算計上額は6億3,935万2,000円、前年度通次繰越額は2,418万円、合計は6億6,353万2,000円となります。

支出済額及び支出見込額は3億5,371万6,000円でございますので、残額は3億981万6,000円となり、このことから翌年度通次繰越額は3億981万6,000円となるものでございます。財源内訳につきましては、繰越金4,995万円、国庫支出金2,050万5,000円、地方債2億3,936万1,000円となるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第7号継続費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第7号継続費繰越計算書については、承認することに決定しました。

◎日程第9 議案第29号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第29号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 7ページをお願いいたします。

議案第29号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,839万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,031万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。13款国庫支出金731万9,000円を追加し、1億640万4,000円、2項国庫補助金731万9,000円を追加し、1,266万2,000円。

14款道支出金1,656万2,000円を追加し、1億4,298万8,000円、2項道補助金1,656万2,000円を追加し、5,839万円。

16款1項寄附金65万1,000円を追加し、1,211万2000円、18款1項繰越金377万7,000円を追加し、377万8,000円。

19款諸収入8万2,000円を追加し、2,659万6,000円、4項雑入8万2,000円を追加し、2,509万3,000円。

歳入合計2,839万1,000円を追加し、35億2,031万円。

歳出でございます。

2款費330万5,000円を追加し、5億5,025万3,000円、1項総務管理費330万5,000円を追加し、5億1,049万1,000円。

3款民生費1,971万6,000円を追加し、4億7,073万5,000円、1項社会福祉費1,971万6,000円を追加し、3億7,262万3,000円。

4款衛生費474万6,000円を追加し、6億7,322万2,000円、1項保健衛生費424万6,000円を追加し、3億2,193万5,000円、3項清掃費50万円を追加し、3億4,192万6,000円。

8款教育費71万5,000円を追加し、2億7,511万6,000円、1項教育総務費71万5,000円を追加し、4,162万9,000円。

10款1項職員費9万1,000円を減額し、8億6,271万5,000円。

歳出合計2,839万1,000円を追加し、35億2,031万円。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書の御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金141万8,000円の追加でございます。緑町地区におけるデジタル混信対策事業として交付されるものでございます。

14款2項2目民生費国庫補助金590万1,000円の追加でございます。これにつきましては、デイサービス利用に係る基本調査等による交付を受けるものでございます。

14款道支出金2項道補助金2目民生費道補助金1,656万2,000円の追加でございます。福祉施設に係るスプリンクラーの整備、あるいは防災改修等の特別交付されるものでございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金65万1,000円の追加でございます。知床まちづくり基金、診療所の改築に個人、団体合わせて6件の善意の寄附でございます。

18款1項1目繰越金377万7,000円の追加でございます。財源調整のために求めているものでございます。

19款諸収入4項雑入3目雑入8万2,000円の追加でございます。シルバーいきがいセンター施設の園芸ハウスの破損に係る災害共済金の交付でございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費174万7,000円の追加でございます。負担金補助及び交付金につきましては、消防事務組合に対するものでございまして、はしご車の旋回部分に故障が生じたもの、あるいは小型ポンプの燃料漏れが発生したため、修繕を行うものでございます。あわせてホースの換装用のウインチの故障により取りかえるものでございまして、109万6,000円の負担をするものでございます。積立金につきましては、歳入で申し上げましたとおり診療所改築に善意の寄附がございましたので、まちづくり基金に積み立てるものでございます。

7目自治振興費155万8,000円の追加でございます。1点目の工事請負費については、緑町地区におけるHBCの受信状況が悪いことから、改めて送信装置の改修工事を行うものでございます。負担金につきましては、緑町のデジタル中継局の送信アンテナに故障が発生したために、羅臼町の負担分14万円を負担するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費2,254万6,000円の追加でございます。1点目につきましては、シルバーいきがいセンターに要する経費で、園芸ハウスの雪害による破損がございました。その修繕料でございます。負担金補助及び交付金でございます。小規模多機能しおかぜの施設にスプリンクラーの整備をする事業交付金でございます。グループホームしおさい、小規模多機能しおかぜにつきましては、防災改修等の整備ということで太陽光パネルの発電を設置するための交付金でございます。

次に委託でございます。デイサービスを利用した宿泊等の緊急調査等の基本調査を行うために99万8,000円。

15ページをお願いいたします。あわせて、デイサービス事業の宿泊等の事業委託とい

うことで、ゆとりステーションに委託をするものでございます。

7目の特別会計繰出金283万円の減額でございます。国民健康保険特別会計に繰り出すものでございますが、4月1日付の人事異動に伴うもので減額を措置するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費40万円の追加でございます。自由形の墓地1基につきまして、今後、建立の予定がないということで返還を求められておりますので、40万円の返還をするものでございます。4目特別会計繰出金342万6,000円でございます。診療所の特別会計に繰り出すものでございまして、4月1日付の人事異動その他に伴う増額がございましたので、繰り出すものでございます。7目野生鳥獣保護管理費42万円の追加でございます。野生鳥獣の死亡個体を保管するための保管庫を設置してございますが、これが故障したため修繕費でございます。

3款衛生費1項清掃総務費50万円の追加でございます。これにつきましては、堆肥利用組合の生ごみの機器に破損を生じているものでございますが、今般、搬出される生ごみ袋にたびたび異物が混入されておりまして、破砕機が故障をしております。そのたびに修繕を重ねておりますけれども、このためにストックをしておりました予備備品不足を生じてございました。緊急的な対応を図るために、今般、部品を購入するものでございます。

8款教育費1項教育総務費2目事務局費71万5,000円の追加でございます。現在、英語指導助手4月末で退任をしております。この後任招聘のために係る費用でございます。

17ページをお願いいたします。

10款1項職員費1目職員給与費、4月1日付の人事異動に係る会計間移動の調整のために9万1,000円の減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 13ページ、ちょっとお聞きください。

老人に対する経費の関係で、交付金といえども1,300万円ですか、防災改修等の整備特別交付ですね、これの太陽光発電に1,300万円計上された。このメーカーをちょっと教えてください。それと、もう1点聞いておきます。単結晶モジュールこれは何個ついていますか、教えてください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） メーカーについては、まだ決定しておりません。これはあくまでも民間で決めますので、見積もりをとった段階でもメーカーの指定はございません。それと、もう1点、ちょっと聞き逃したのでよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 単結晶モジュールは何個ついていますか。

○議長（村山修一君） 高村議員。

○4番（高村和史君） 単結晶モジュールとは板のことを言うのです。太陽光熱を受ける板、パネルのことを言うのです、それは何枚ついていますか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 済みません、ちょっとおくれました。全部で30枚でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ちょっと私、大変疑義を持たれるのは、メーカーもわからないで1,300万円というお金を計上されるというのが、ちょっと今、メーカーまだ決まっていな。だったらどこからこの1,300万円ですか、計上をなされるのか。それから、今、単結晶モジュールと私聞いたのは、私も資料をいろいろ集めたのですけれども、大体今650万円ですね、高くて10万円なのです。単結晶モジュールというのは、大体高くて、それにあと工事だとか、そういう添付するいろいろなものが入るにしても、安ければ6万円ぐらいから、さらに安ければ5万円台から板というのはあるのです、パネルと言うのですか、一般でわかりやすく言えば。そうすると、附帯工事を入れても1枚単価がそこから大体2割5分掛けるとすべてが出てくるというのが、やはり一般的で太陽光の発電装置のシステムになっているのですけれども。今回、こういう交付税の中で、そういうことで急に上げなければならないという部分もあったのかもしれないけれども、大体基本的には計上するという事は、メーカーもわからない計上はあり得ないわけです。これは、公金とか何といえども税金なのです、国民の税金なのです、我々の税金なのです。もうちょっとしっかりした、きちんとしたものをとり備えていただいたほうが信憑性があるかなと私は思います。

それから、ちょっともう1回聞いておきます、もう1回確認のために。単結晶モジュールは30枚、双方とも30枚、確認いたしてください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 双方とも30枚でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） あと私お願いしたいのは、こういうことでこれは太陽光発電というのは、緊急時に今回使われるような目的です。そのように委員会で聞きましたけれども、課長、私、委員会で言いましたよね。後からまた質問しますからというとき、そのときはデータがないからわからないと言ったのだけれども、あのときちょっと調べてくれると、こういう私の質問がないと思いますけれども、あと、行政側に、町長にもお願いしたいことは、羅臼町もこのとおり大変業者の方も厳しい、今いろいろな時代を迎えていると思うのです、工事屋さんも。できれば、この事業主さんのほうにも一言応援、羅臼町の業者のためにもこの施設ですか、されるときに応援していただきたいということを一言つけ

加えてもらえれば大変ありがたいと思います。

質問を終わります。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ちょっと補足説明をさせていただきたいと思いますが、今の太陽光パネルにおける発電装置でございますが、事業者が行うということでもありますから、詳細まだ出ていないということでもありますけれども、この太陽光パネルを設置する施設、先ほど予算で説明をさせていただきましたけれども2箇所でございます。認知症グループホーム、それから小規模多機能と、それぞれ限度額がございまして1箇所当たり650万円しかどんな大きな設備をしても限度額それしか出ないということもございまして、この後、事業者がどういったこれ以上のことをやるのかどうかということもあるのですけれども、どれだけやっても限度額650万円ということもございまして、

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今回の工事というか、太陽光パネルに限らず、いろいろな町内における工事関係につきましては、羅臼町の地元の業者、それ以外の地方外の業者もおりますけれども、私は基本的には地元の企業、育成も含めながら、あるいは地元の経済の波及も含めながら、できることならば地元ということを中心に考えてまいりましたし、そういうふうに参加してまいりました。また、町外の業者につきましても、できるだけ直接でなければ間接的であっても、羅臼町の地元業者にも手伝えるような機会があるとするならば、ぜひお願いしたいということは常々申し上げているところでございますので、今後ともその方向についてはそういう形で進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 今回、スプリンクラーとその防災関係の太陽光の関係で、予算が見られているのですけれども、今、最高出しても幾らということで副町長が言っていましたけれども、実際、工事の何%の補助率なのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

今回、スプリンクラーの関係も多分見てですけれども、これとて多分、いろいろな基準があつてこういうふうな施設には必要なのだろうという部分の、そういうふうな一般的な基準的なものも福祉施設の部分であればお知らせいただければと思いますけれども、お願いいたします。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） まず最初の太陽光発電でございますけれども、先ほど副町長も言いましたけれども、1施設について650万円で、費用がそれぞれ安ければ当然その650万円を超えることはございません。それから、スプリンクラーでございますけれども、スプリンクラーにつきましては、平米掛ける9,000円でございます

ます。しおかぜの場合は273平米掛ける9,000円の補助率となっておりますので、245万7,000円の金額となります。それと加算額がございまして、その工事費がそれで納まらない場合には0.45%が加算額となります。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 例えば、今の650万円、最高というのは、それは1箇所について650万円というとらえ方でいいのだらうと思うけれども、例えば650万円しかかからなかったということはあるかもしれない。そういうときは、全く手持ちがなしで済むのか、その辺のところをちょっと教えてください。スプリンクラーについても同じようなことでお伺いします。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 650万円については、その工事費が650万円であれば650万円、それから先ほども言いましたけれども、それ以上低い場合は低い分の10分の10でございまして。ちょっと説明の仕方が先ほどは不十分でございました。

それから、スプリンクラーにつきましては、先ほども言いましたけれども、平米掛ける9,000円でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 平米に掛けて何ぼというのは、想像つかないのですけれども、今回この施設でいけばどれぐらいの割合になりますか。負担額にしたら半分なのか、3分の1なのか、その辺の割合というのは当然出てくるはずだと思うのですけれども、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思っております。それとあわせて、福祉施設ということでとらえると、以外にも福祉施設というのは町外に何か所かあると思っております。そういう施設も当然必要なものなのか。今回、たまたま上がってきたから補助金申請をして対応をしたということなのか。その辺のところをもう少し詳しく説明していただければと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 先ほどにも申しましたけれども、スプリンクラーにつきましては、しおかぜについては273平米でございますから、273掛ける9,000円で、先ほども言いましたように240万7,000円でございます。それから、施設につきましては、該当する施設ですけれども、地域密着型というふうに限られておりますので、当町においては小規模多機能の家しおかぜ、それからグループホームというふうになっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第29号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第30号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 20ページをお願いします。

議案第30号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ283万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,300万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

21ページ、第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

9款繰入金283万円を減額し、1億106万3,000円。1項他会計繰入金283万円を減額し、7,106万3,000円、歳入合計283万円を減額し、11億4,300万4,000円。

歳出。

11款1項職員費283万円を減額し、1,191万1,000円。歳出合計283万円を減額し、11億4,300万4,000円。

23ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳入です。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金283万円を減額であります。職員給与費の繰入金等ではありますが、人事異動に伴うものでございます。

25ページ、歳出です。

11款1項職員費1目職員給与費で283万円の減額です。給与費の給料、職員手当及び共済費それぞれ減額となるものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、6月8日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第30号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定されました。

◎日程第11 議案第31号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第31号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 29ページをお願いします。

議案第31号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ342万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,169万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。4款繰入金1項他会計繰入金342万6,000円を追加し、1億9,941万4,000円、歳入合計342万6,000円を追加し、5億3,169万3,000円。

続きまして、歳出でございます。1款総務費1項総務管理費16万円を追加し、4億3,765万2,000円、2款1項医業費58万円を追加し、3,254万7,000円。

4款1項職員費268万6,000円を追加し、2,957万2,000円、歳出合計342万6,000円を追加し、5億3,169万3,000円。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきますので、32ページをお願いいたします。

歳入です。4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に342万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の補正財源を一般会計繰入金に求めるものでございます。

続きまして、歳出です。34ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般会計に16万円を追加するものでございます。内容につきましては、現在準備を進めております透析治療に必要となる看護師の実務研修が3カ月間必要となりますが、そのうち、町職員の間に研修を受けることとなる1名に対する6月1カ月分の研修旅費16万円を追加するものでございます。

2款1項医業費2目医業諸費に58万円を追加するものでございます。内容につきましては、手塚所長の負担軽減のためお願いをしております出張医への賃金に不足を生じる見込みであることから、派遣医師賃金に58万円を追加するものでございます。

4款1項職員費1目職員給与費に268万6,000円を追加するものでございます。内容につきましては、4月1日付人事異動により給料等に不足を生じる見込みであることから、職員給与費に268万6,000円を追加するものでございます。

なお、36ページに給与費明細を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。また、この補正予算につきましては、6月8日開催の第3回国保運営協議会により承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号国保診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第31号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号 羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第32号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 38ページをお開き願います。

議案第32号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例。

羅臼町印鑑条例の一部を次のように改正する。

ここで、今回の条例の一部改正について御説明いたします。

外国人住民については、本年7月9日より外国人登録法から新しい在留管理制度で管理することになり、3カ月以上在留する外国人住民については住民基本台帳法で管理することになりました。外国人登録法は廃止となることから、印鑑条例の条文の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料1ページ、資料1をお開き願います。

羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。変更となる部分については、網掛けで標記しております。

第2条については、外国人登録法廃止による条文整理でございます。

第8条第1項及び第1号、第2号については、外国人住民の印鑑登録を住民基本台帳法に基づいて登録するための条文整理でございます。第7号の後に新たにつけ足す第2項については、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記等で印鑑を登録することができることを追加しております。

第9条でございます。資料2ページをお開き願います。

第3号氏名については、外国人住民の場合、住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称でも登録ができることを明記しております。

第7号の後に第8号として、非漢字圏の外国人住民が片仮名表記で印鑑登録する場合、印鑑登録原票備考欄に片仮名表記することを追加しております。

第13条は、外国人登録法廃止による条文整備でございます。第16条第5号の変更に

つきましては、氏または名が変更になったときは印鑑登録が抹消になりますが、外国人の場合、片仮名表記が変更になったときも抹消になることを明記しております。

附則として、1は施行期日です。この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。なお、今回の条例改正において、既に外国人登録法で印鑑登録している外国人の対応について、経過措置を設けております。

経過措置2につきましては、在留期間3カ月未満の短期在留外国人の対応について明記しており、短期在留外国人については住民基本台帳に移行できませんので、施行日において印鑑登録を職権で抹消することを規定しております。

経過措置3につきましては、在留期間3カ月以上の中長期在留外国人住民の対応について明記しており、印鑑登録している中長期在留外国人住民については、施行日において住民基本台帳に移行し、印鑑登録を認めることができることを規定しております。なお、当町において、経過措置3に該当する印鑑登録している外国人住民は3名おります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号羅臼町印鑑条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第32号羅臼町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第33号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第33号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 41ページをお開き願います。

議案第33号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでござい

ます。

42ページをお願いいたします。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

このたびの証明手数料徴収条例の一部改正は、本年7月9日に外国人登録法が廃止になることに伴い、一部改正するものでございます。

第2条第1項の別表中、外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明の記載欄を削除する。

附則として。施行期日、この条例は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号羅臼町証明手数料徴収条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第33号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第34号 羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第34号羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 43ページをお願いします。

議案第34号羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の理由につきましては、新たな残留管理制度への移行に伴い、外国人登録法が廃止となることによるものであります。

第3条中（外国人にあっては外国人登録票に登録されている者）を削除する。

附則として、施行期日であります。この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正等の法律を、施行の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号老人医療費の助成の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第34号羅臼町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第35号 羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第35号羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 45ページをお願いします。

議案第35号羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例。

羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を次のように改正する。

改正理由につきましては、新たな残留管理者制度への移行に伴い、外国人登録法が廃止されることによるものであります。

第2条中「又は外国人登録法に登録されている者」を削除する。

附則としまして、施行期日であります。この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号長寿者祝金支給条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第35号羅臼町長寿者祝金支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第36号 知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第36号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 47ページをお願いいたします。

議案第36号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

48ページをお願いいたします。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例。

知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を次のように改正する。

第8条中「19床」を「14床」に改める。

改正の趣旨等につきましては、新診療所におきまして新たに透析治療を行う予定でございますが、当初予定しておりました4床室を透析室に、1床室を透析患者更衣室にそれぞれ変更し、病床数19床のうち5床分を転用して透析治療のための部屋としたことから、病床数は14床となるものでございますので、条例の改正を求めます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年7月1日から施行するものでございます。なお、この条例改正につきましては、6月4日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号知床らうす国保診療所設置条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第36号知床らうす国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第37号 羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第37号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（久保田 誠君） 議案の49ページをお開きください。

議案第37号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

羅臼町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更につきましては、今後、過疎債の活用を予定している事業の追加でございます。別冊参考資料の羅臼町過疎地域自立促進市町村計画変更の新旧対照表で御説明申し上げますので、参考資料の8ページをお開きください。

8ページの変更1は、水産業と観光産業の連携を図り、産業振興を図るため計画表に知床開き開催事業を追加するものであります。

次に9ページの変更2でございますが、北海道では災害時における道内自治体との通信手段を整備しておりましたが、経年劣化による障害発生を軽減し、通信手段を確保するため、主な施設及び計画表に北海道総合行政情報ネットワーク整備事業を追加するものであります。

10ページをお願いいたします。

変更3でございます。

医療に関する住民の不安を解消し、持続可能な地域医療の実現を目指すため、計画表に医師やスタッフの確保を進めるための医師確保対策事業を追加するものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第37号過疎地域自立促進計画の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案37号羅臼町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第2号 郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）
サービス維持を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第18 発議第2号郵政民営化によるユニバーサルサービス維持を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第2号郵政民営化によるユニバーサルサービス維持を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年6月14日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員田中良、同、小野哲也。

郵政民営化によるユニバーサルサービス維持を求める意見書。

郵便局は過疎地のネットワーク維持のために、あまねく全国に設置する義務は課せられていますが、4月に成立した郵政民営化改定法案では、保険等を扱っていない郵便局については、設置義務の対象から外れる可能性があります。

法律から義務がなくなり、郵便局ネットワークが後退する重大な懸念があるばかりか、事業縮小や郵便局廃止に歯どめがなくなれば、過疎地の郵便局ほどサービス低下に拍車か

かかることが予想されます。

金融2社についても、全国一律のサービス提供を義務づけなかったかわりに、日本郵便と金融2社の定款で担保することとしましたが、株式の保有割合が低下すれば、利益追求の民間会社になった2社が金融ユニバーサルサービス提供に応じるとは限りません。これまでどおりの地域の郵便局ネットワークが維持され、これまでどおり過疎地にある郵便局が存続されることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年6月14日。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 提出者に質問なのですけれども、この表題のユニバーサルサービスについて、4月に成立した郵政民営化改正法案と、その前でしょうか、その違いを教えてくださいたいと思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 改正法案の前の改定では、郵便貯金、保険の3事業一体提供を求めるために、法律上、郵便局は3事業を行っているところというように限定はされておりました。要するに、羅臼町でいえば4つの郵便局がありますけれども、ほかの自治体では郵便事業と貯金だけやって保険をやっていないとか、こういうところがあったのですが、前のものはやっても郵便局と同じ扱だったのですが、今回の改定で郵便と貯金と保険、この三つを扱っていないところは郵便局ではないと、営業所であるというふうに法律が改正をされています。厳密に言うと、郵便会社の法律で変わっております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ではこれは、坂本議員のこの提案する意見書は、今回の郵政民営化改正法案の前の、つまりユニバーサルサービスのことを指しているのだということでしょうか。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 高島委員がおっしゃるのは、ユニバーサルサービスの定義づけとか、そういうことをおっしゃっているのかなというふうに推測しますが、ユニバーサルサービスというのは、さっき括弧書きの内容は言いませんでしたが、全国一律のサービスとか、こういうことを言います。そういう意味では、今回のその表題のユニバーサルサービスのサービス維持ということの意味は、先ほど申し上げましたが、旧法では、郵便、貯金、保険、この三つを扱ってなくても郵便局として一つの扱いであったと。要するに、ある意味、全国一律のサービスを提供していたのだと、私はそう解釈している。

今回は、三つを扱ってないと郵便局としては認めないと、こういうことになっておりますので、ユニバーサルサービスの定義づけといいますか、その解釈の仕方が若干違うの

ではないかなと私は思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 質問の趣旨がちょっとわかっていなくて、ユニバーサルサービスの改正案の前か後かということなのですが、解釈の違いではなくして、つまり私がお尋ねしたのは郵政民営化改正法案のユニバーサルサービスと、その成立する前のユニバーサルサービスは当然違うわけですから、私が尋ねたのは、この郵政民営化改正法案の前のユニバーサルサービスについての記述なのかなと、その確認です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） これは新たに改正法に対応したものですから、旧法のことなんか言っていない。新しく改正されたもので今回の提案をしています。いろいろ表題で、ユニバーサルサービスの定義がどうのとか、改正前か改正後なんていうことは私は求めているわけではないので、ちょっとまとめてきたものがありますので読み上げて本旨をもう一度確認をしたいと思います。

郵政見直し議論の一つは、郵便局のネットワークが維持されるかどうかということなのです。公社化、民営化以前の郵便局の大半は、郵便、貯金、保険のサービスがあまねく、広く公平に提供されるように設置されてきました。今回の前の民営化法は、郵便局の設置基準の現に存する郵便局ネットワークの水準を維持する対象を、すべてではなく、この段階で実は過疎地に限定をさせました。今回の改定では、郵便、貯金、保険の3事業一体提供を求めるために、法律上、郵便局は3事業を行っているところと限定し、銀行または保険の窓口業務を行わないのは郵便局ではなくなります。全国に2万4,000ある郵便局のうち、現在設置義務の対象は過疎地の7,400弱の郵便局のみです。このうち、3,400強が保険窓口がないなどの営業所ですが、広く全国に設置しなければならないとされているのは郵便局です。

実は、この解釈の仕方いろいろありまして、3事業、郵便と貯金と保険一つでもやらなければ、もう郵便局ではなくなるのかと、こういう問題が実はここにあるのですが、法律の中にはそんなことはっきり書いてありませんから、解釈はなかなか難しいところあるのですが、実際に細かなことが決まるのは、実は省令改正というのがこの後あるのです。省令改正そこではっきりしてくると思うのですが、この間、これに関する特別委員会、ことしの4月11日の議論では、3事業、保険の窓口業務を行っていないこの3,400強は、全国にあまねく、広く置局の義務から外れる、郵便局ではなくなるのかと聞きましたら、3事業を行わない局も届け出制の対象に加えており、これはちょっと難しいのですが、今まではこんなのはなかったのです。郵便局は全部郵便局だったのですが、今度の改正法案では3事業をやっている場所と、3事業やっていない場所、これは届け出制にかわったとはっきりしているのですが、加えており、仮にサービス水準を落とすような廃局が行われるおそれが生じて、これを阻止することは可能というふうに答えています。しかし、廃局のおそれがあった場合に阻止することは可能だと言うけれども、もともと全国

に広くその置局義務、置く義務がかかっていたものを外すことにして、それなのにどうして阻止するのか。その法的な制度上の仕組みを問うと、省令改正を通じて取り組んでまいりたいと、こうふうに答えている。省令改正はどのような流れになっているかといいますと、6月1日に省令改正の案が出ました。これまだ決定ではないのです。この後、パブリックコメントがあって、その後、7月の頭ぐらいに決定するのかなと思うのですが、今この段階ではそういう不安があるわけです。こういう不安があるからこそ、全国の郵便局ネットワークを守るために自治体としてのこの意見を表明したほうがよろしいのではないかということで、賛成者を得て意見書を提出したものであります。その上で、この意見書について賛成、反対の判断をされたらよろしいかなと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） これで、質疑を打ち切ります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第18 発議第2号郵政民営化によるユニバーサルサービス維持を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第19 発議第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第19 発議第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年6月14日提出。

羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。

賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく高島譲二、同じく鹿又政義、同じく田中良。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、二酸化炭素を吸収・固定する森

林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられており、森林や木材の果たす役割はこれまで以上に重要となっているところである。しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多目的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網整備、人材育成等を積極的に進めるとともに、森林資源の循環利用を進め、道産材の利用促進などにより、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の震災地において、本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、植林等の造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するため、地方債の特例措置を引き続き継続すること。

2、地球温暖化の防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。

3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター、現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4、環境貢献に着目した住宅・土地用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。また、固定価格買取制度等を積極的に活用した木材バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備えるセーフティネットの手段である森林損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年6月14日。

北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第3号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長(村山修一君) 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎日程第21 議員派遣の件

○議長(村山修一君) 日程第21 議員派遣の件を議題とします。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりました、ありがとうございました。

午後 4時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員